

第 1 章 計画の基本事項

1. 計画の背景

わが国におけるこれまでの経済成長を優先した産業活動は、大気汚染や水質汚濁など私たちを取り巻く生活環境を急速に悪化させました。これらの産業公害が様々な対策によってある程度改善された現在、環境問題の中心は、自然破壊や地球温暖化問題に拡がり、一部の地域への対策では改善することができない時代になっています。

『大量生産・大量消費・大量廃棄』の生活様式は、廃棄物処理問題、リサイクル問題、ダイオキシン類などの化学物質の影響、温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の破壊による生物多様性の低下など様々な問題を招いています。また、これらの原因は、いくつもの出来事が複雑に絡み合っています。

このような現状から、環境へ与える負荷を減らすことで健全な環境を回復させ、同時に持続的に発展することができる社会をつくる必要があります。そのため、これからの社会では、『大量生産・大量消費・大量廃棄』の生活様式から『最適生産・最適消費・最小廃棄』の生活様式を目指す循環型社会をつくっていかねばなりません。

一方、愛荘町を取り巻く近年の環境の変化について見ると、農山村地域では、高齢化とともに農業の担い手の減少による耕作放棄地や空き家・空き地が増えつつ、対照的に京阪神内など都市部への通勤圏内であることから農地の宅地化は進み、一部開発地域では人口流入による若年層の新住民が増加傾向にあります。

こうした中で、快適な環境を望みつつも、生物多様性の低下による環境課題や廃棄物の処理問題が発生しています。

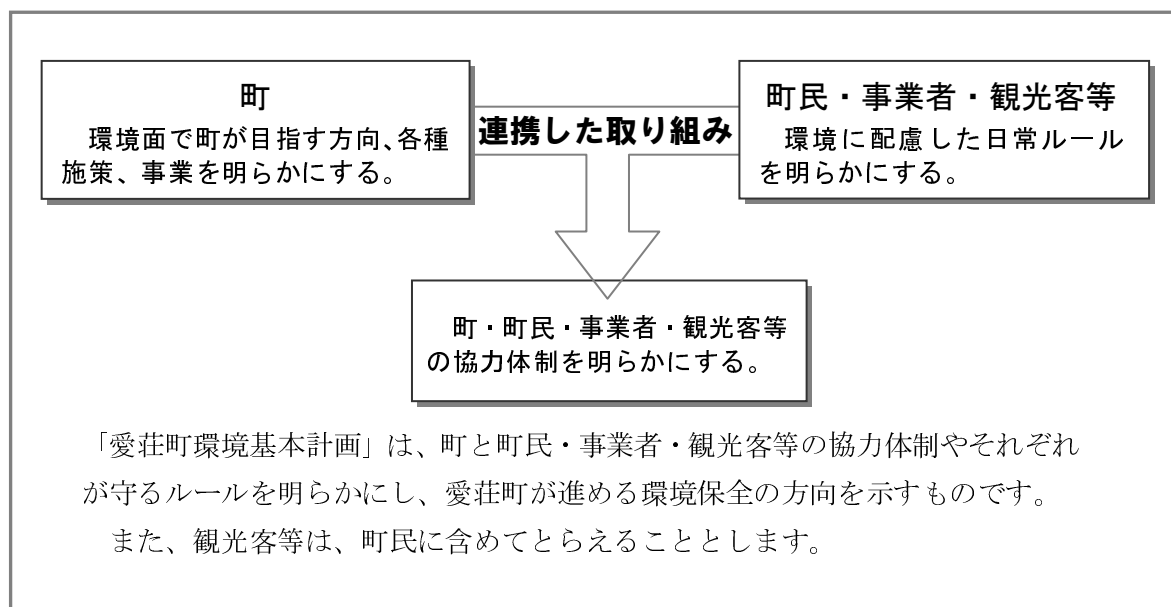
多様化する環境問題を解決するために、2008年3月に愛荘町環境基本計画を策定し、心・水・自然・生活の4つを基本理念の柱として環境保全に取り組んでいましたが、環境の変化を踏まえ、今回、同計画を引き継ぎながら新たな計画として、第2次愛荘町環境基本計画の策定を行いました。

2. 計画の目的

愛荘町の環境を守り、また健全な環境に回復させるため、町・町民・事業者・観光客等が協力して環境に配慮した取組を行うことを目的とし、第1次愛荘町環境基本計画（計画期間：2009年度～2017年度）を策定し取り組んできました。

第1次計画が2018年3月に期間満了となり、今回、愛荘町を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、第2次愛荘町環境基本計画の策定を行い、新たに環境保全の基本的な方向を定めるものです。

また、SDGs 持続可能な開発目標の取組としてクリーンエネルギーや循環型社会・地球温暖化対策・自然環境保全に取り組めます。

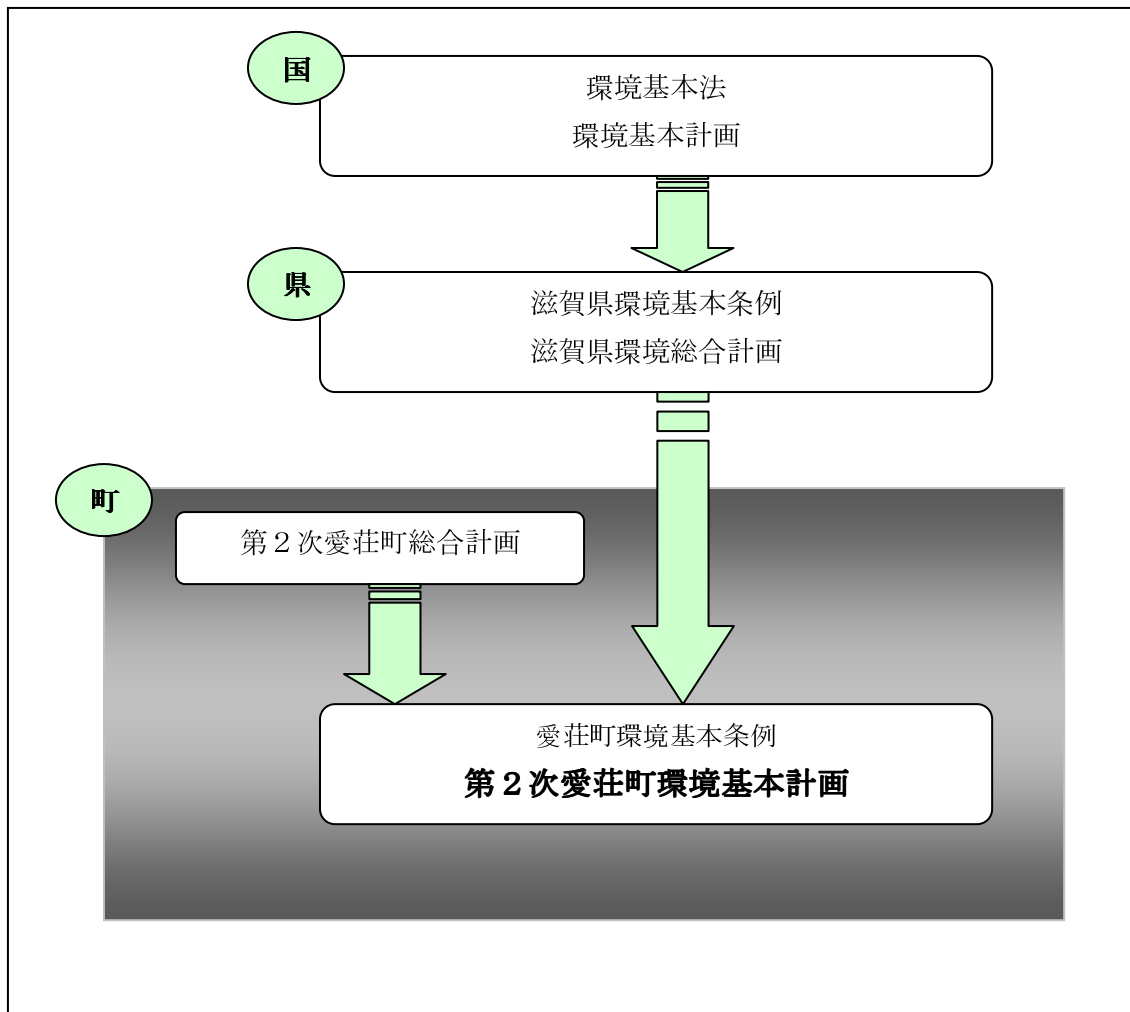


計画の目的



3. 計画の位置づけ

愛荘町環境基本計画は、国・県の法令ならびに環境基本計画および滋賀県環境総合計画を踏まえるとともに、愛荘町総合計画および愛荘町環境基本条例との整合を図った内容とします。またこの計画は、愛荘町総合計画を環境面から実現する役割を持っています。



本計画の位置づけ

4. 計画の期間

この計画に取り組む期間は、次のような考え方で設定しています。

目指すべき環境像実現に向けた長期計画の目標年次は、第2次愛荘町総合計画の計画期間に合わせて9年後の2027年度とします。

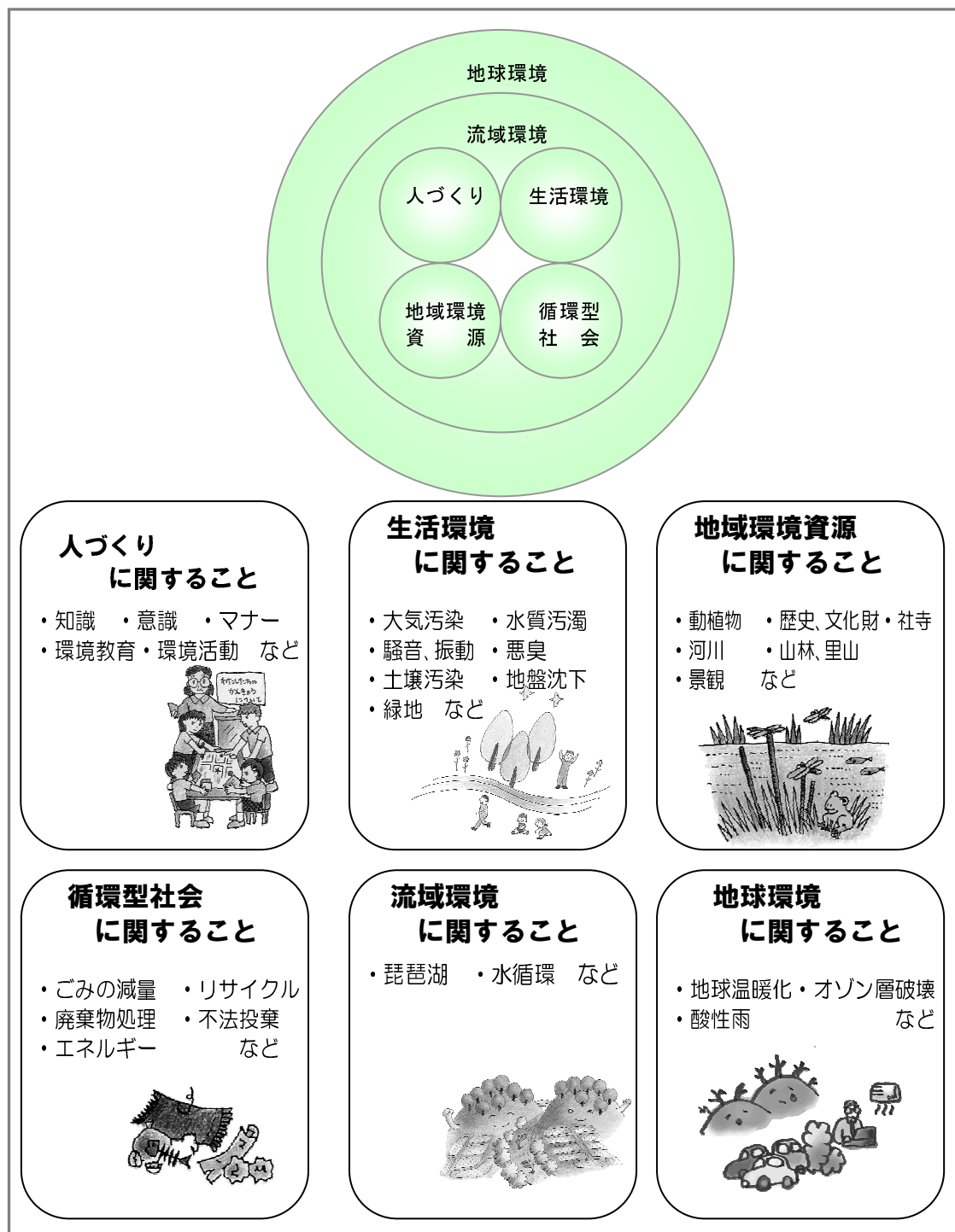
ただし、愛荘町を取り巻く環境や社会情勢は常に変化していることから、このような変化を踏まえ、計画内容について柔軟に見直しをかけることとし、その一つとして策定5年後に見直しを含めた総点検を行います。

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
総合計画						■				
	第2次愛荘町総合計画									
						■				
環境基本計画						■				
		第2次愛荘町環境基本計画								
						■				
↓ 計画の見直し										

5. 計画の対象

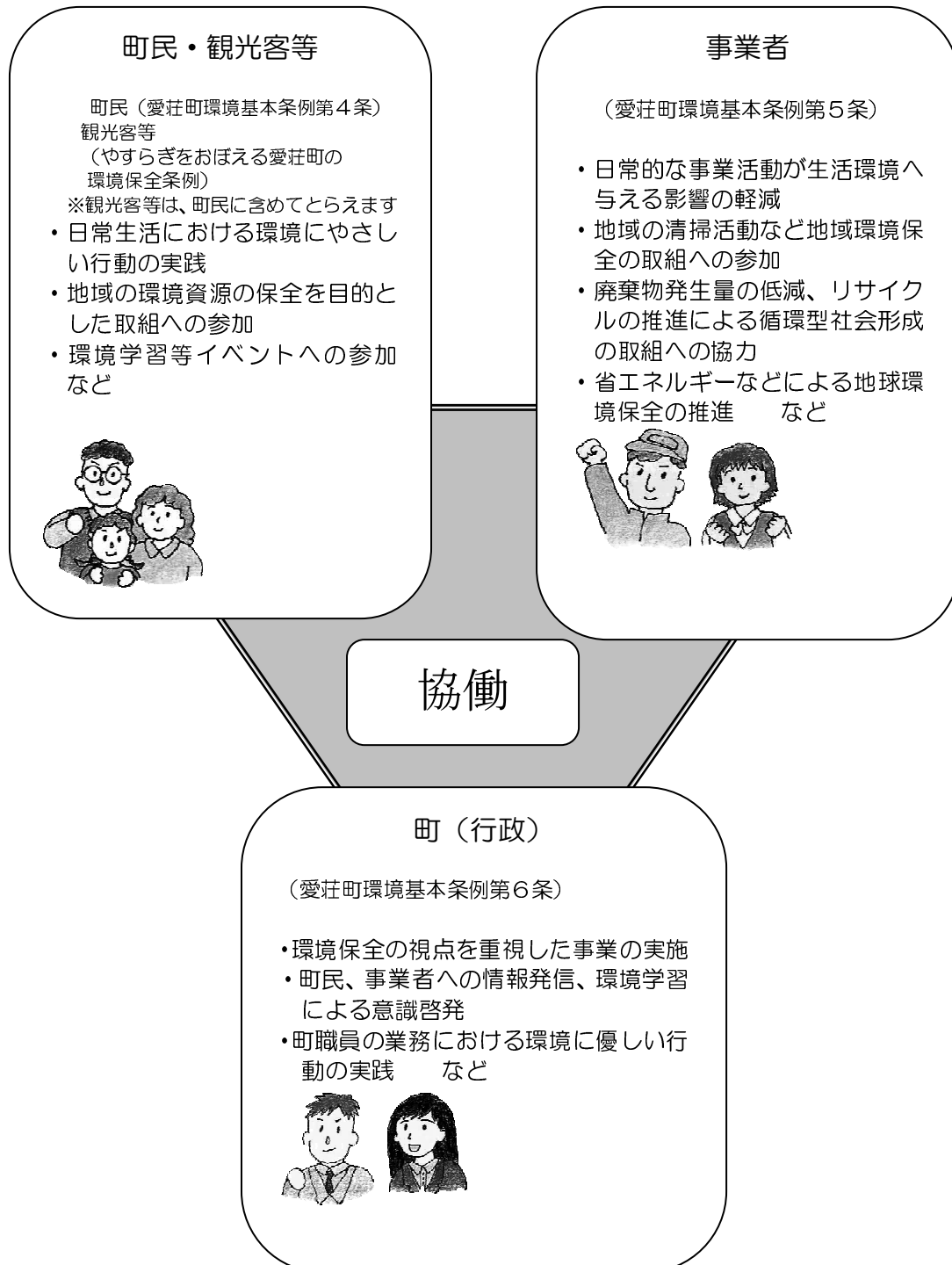
1) 対象とする環境の範囲

この計画で対象とする環境の範囲は、「人づくり」、「生活環境」、「地域環境資源」、「循環型社会」、「流域環境」、「地球環境」の6つです。



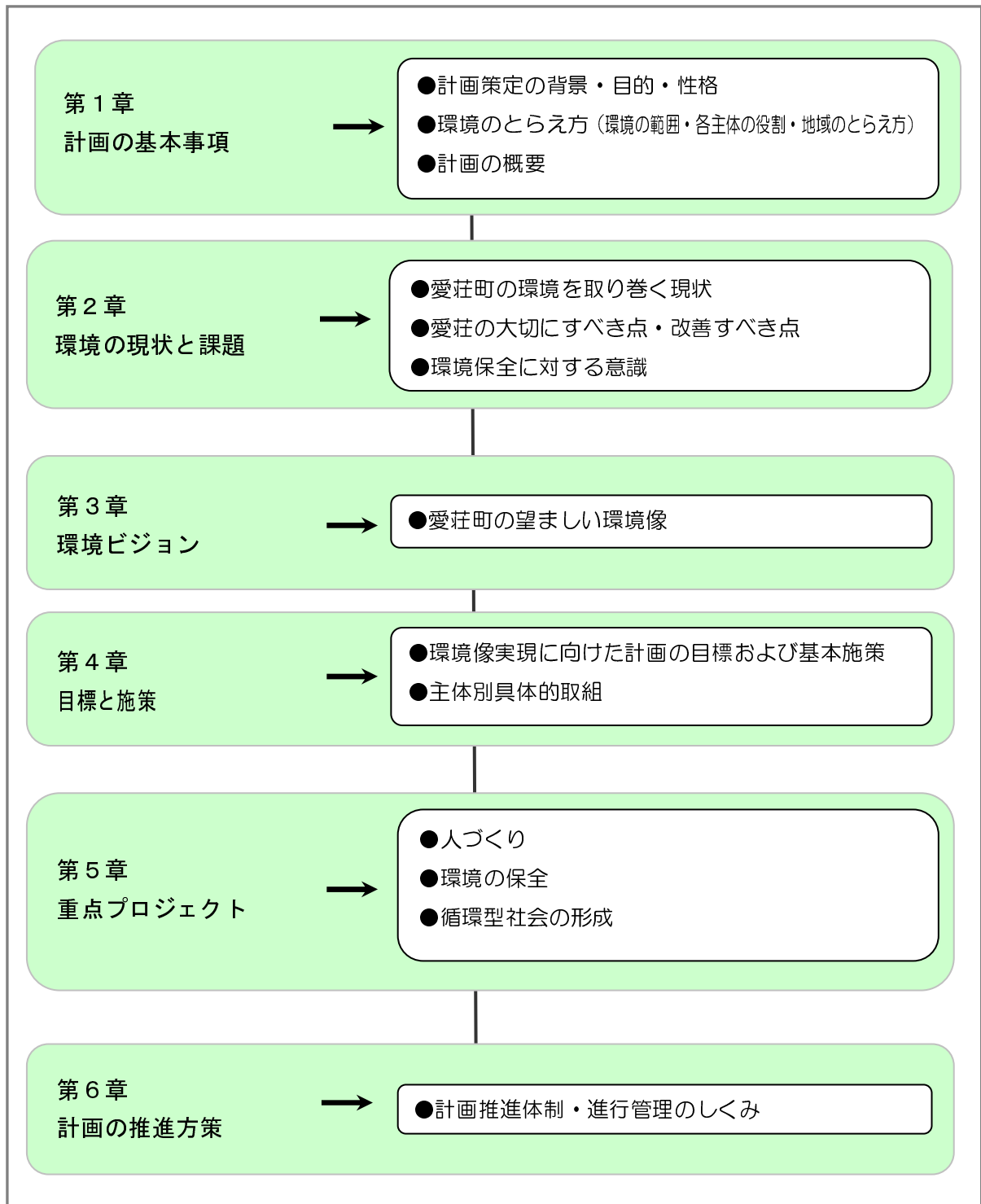
2) 各主体の役割

この計画における主体の考え方および役割は、以下のとおりです。なお、各主体は、それぞれの立場で、パートナーシップのもと役割と責任を理解し合い本計画に取り組みます。



6. 計画の構成

計画は、以下のような構成となります。



計画の構成

第 2 章 環境の現状と課題

1. 環境の現状

環境調査や環境に対するアンケート意識調査（2018年4月20日～5月21日実施）の結果を基に、愛荘町の環境における現状と課題の整理を行います。

1. 環境の現状

環境調査結果から得られた愛荘町の環境の現状を以下に示します。

1) 人づくり

環境意識の啓発

- 小中学校は、学校内外の奉仕活動や総合学習の時間を利用した地域の環境に関する学習に取り組んでいます。
- 町民に向けての環境意識啓発や情報提供として、町広報誌にさわやか通信を掲載しています。
- 庁内では、身近な環境配慮行動の実践を通じて職員の環境意識啓発が図られています。

環境関連団体

- 自治会と主に次の3つの環境関連団体が美化清掃活動等を行い、地域の環境保全に貢献しています。
 - ・さわやかまちづくり推進会議
 - ・愛荘町（愛知川・秦荘）赤十字奉仕団
 - ・消費生活研究グループ

自然とのふれあい（各種イベント等）

- 『さわやかまちづくり推進会議』が中心となり、小学生を対象とした自然観察会や町民の環境への意識高揚を図るため66かまど祭りに参加し環境保全、環境美化の啓発を行っています。

環境保全活動

- 町民が中心となり、様々な環境保全活動に取り組んでいます。
 - ・美化推進員、不法投棄監視員の活動
 - ・美化清掃活動（環境美化の日・一斉清掃の日・南（みな）川クリーン作戦）
 - ・ごみゼロ推進事業の活動
 - ・さわやかまちづくり推進事業に基づく活動

2) 生活環境

大気、騒音・振動、悪臭

○大気環境について、自動車や工場から発生する排気ガスに対する苦情等はほとんど聞かれなくなりましたが、野焼きに対する苦情は多く発生しています。

○騒音・振動、悪臭は、年間数件程度の苦情が発生していますが、規制値以下であり、比較的良好な環境が維持されていると考えられます。

水質

○平成28年度水質調査結果を見ると、宇曽川、安壺川をはじめ町内6河川（南（みな）川・不飲川・新愛知川・大津井川）の水質は、生活環境項目に関する環境基準（B 類型）レベルを達成していました。

○平成28年度に地下水・井戸水の水質検査を県が8箇所、町が20箇所実施した結果、環境基準を超えるテトラクロロエチレンが検出された箇所が1箇所ありました。

土壌

○土壌におけるダイオキシン類の濃度の測定結果を見ると、環境基準を下回っています。

公害防止協定

○愛荘町内愛知川地域において事業所と公害防止協定を締結しています。

2013年4月1日から『やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例』が施行されたことにより、環境保全協定（公害防止協定）を締結していきます。

公園緑地

○町内には都市公園として「中央スポーツ公園」があり、その他に自然観察の森や神社境内等があります。また、分譲宅地の造成による公園も増えてきており、活用されています。

町立の公園など	
名称	場所
山川原東児童遊園	山川原
山川原西児童遊園	山川原
けんこう広場	山川原
みゆき公園	愛知川
ふれあい広場	安孫子
宇曽川グラウンドゴルフ場	沖
愛荘自然観察の森	香之庄
依智秦氏の里 古墳公園	上蚊野
中央スポーツ公園	川久保
川久保児童遊園	川久保
ふれあい広場秦の郷	蚊野
ふれ愛スポーツ公園	長野
豊国運動公園	東円堂
目賀田城跡公園	目加田

空き家

○開発による住宅建設が増える一方、高齢化や核家族化などで空き家が増加している中、愛荘町空家等対策計画が2017年3月に策定されました。

交通

○現在、公共交通機関は、近江鉄道、近江バスと予約型乗合タクシー「愛のリタクシーあいしょう」がありますが、町内を巡回する交通機関はありません。

3) 地域環境資源

動植物

○植生自然度について見ると、平地部・山地部ともに人間活動によって高度に利用された自然度の低い地域が大部分を占めています（水田、スギ・ヒノキ植林）。

自然度の高い地域としては、宇曽川河畔（ツルヨシ群落）および愛知川河畔（ケヤキ群落）、堅井之大宮（シイ群落）、東部丘陵地の湿原等が挙げられ、河川本来の自然が保たれた貴重な地域となっています。

○軽野湿生林は、宇曽川の湧水を水源とし冷温帯性、暖温帯性ならびに中間温帯性の植物が入り混じり複雑な植物相を形成している。カラコギカエデ、クロウメモドキ、カゴノキなどが生息しています。

○竹原湿原は、湿原としては湖東地方で最大規模であり、貴重種の宝庫でもあります。

○愛知川と宇曽川の伏流水に恵まれ、豊かな自然環境を有することから、環境省や滋賀県のレッドデータブックに記載される動植物も生息しています。

○長野地先の田園は未整備であり、昔ながらの農村風景が残っているだけでなく貴重種も多く見られます。

○山間部では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなど野生動物による農作物の被害が発生しています。また、町内各地で、外来種であるアライグマやハクビシンが確認され生活被害も発生しています。

自然公園・景観

○本町域の名神高速道路より東側の山地は湖東県立自然公園の一部に指定されており、宇曽川源流の豊かな自然環境が環境保全や健康・レクリエーション等の利用増進の対象となっています。

○豊満地区は、「ふるさと豊満の風景を守り育てる協定」を締結し、地区内のメイン道路沿いの景観整備を図るとともに、豊満神社や周辺の鎮守の森の緑豊かな風景と美しさについて、地域全体へ広げる活動を行っています。

○軽野湿林には、希少植物や昆虫類が多数生息する「愛荘自然観察の森」があります。

文化財

○愛荘町には、国宝の金剛輪寺本堂の大悲閣をはじめ、60件にも及ぶ指定・登録文化財があります。金剛輪寺は湖東三山の雄として全国的に知られ、同寺の所有する三重塔、二天門や11の仏像群などは国の重要文化財に、明壽院庭園は国の名勝に指定されており、紅葉シーズンには多数の観光客で賑わいます。また、中山道有数の宿場町、愛知川宿周辺では豊満神社の四脚門、八幡神社本殿や宝満寺の熊野観心十界曼荼羅図など、建造物から有形民俗まで国、県、町によって幅広く文化財に指定されています。

○埋蔵文化財は95件あり、散布地、集落跡、城跡、寺院跡等が多数あります。

4) 循環型社会

廃棄物

○家庭から排出されたごみのうち町が委託した事業者によって収集されたものについては、ごみ固化燃料施設リバースセンターおよび愛知郡清掃センターなどで処理されています。

○町による全体の一般廃棄物ごみ(生活系・事業系)の収集量は、平成28年度は4,813t程度となっており、内訳について見ると可燃ごみが3,827tで全体の79.5%程度を占め、その他のごみは986tで20.4%となっています。一人当たりの1日のごみの排出量は621gで、一人当たり年間処理費用は9,063円となっています。

愛荘町の一般廃棄物ごみ排出量	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ごみ総排出量(生活・事業)	4,730t	4,825t	4,572t	4,361t	4,417t	4,491t	4,526t	4,595t	4,733t	4,813t
1人1日あたりの排出量	676g	682g	640g	604g	600g	583g	584g	595g	610g	621g
町の総人口	19,115人	19,371人	19,582人	19,769人	20,121人	21,090人	21,232人	21,148人	21,189人	21,251人
滋賀県の1人1日あたりの排出量	977g	938g	918g	896g	887g	876g	880g	851g	845g	831g

環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より

○近年、全国的に災害が発生しており、発生する廃棄物について町としてどのように対応していくか対策が必要となっています。

新ごみ処理施設

滋賀県では、ごみ処理広域化の推進を図るため、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画(平成11年3月)」が策定され、県下の広域化処理施設整備についての方向性が示されています。

これらを踏まえ、現在、愛荘町では、湖東地域(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町)における新たなごみ処理施設の整備を彦根愛知犬上広域行政組合で計画しているところです。また、ごみの分別方法等について、現在協議しています。

ごみ発生量減量化・リサイクルの取り組み

○リバースセンターへ搬入された一般廃棄物可燃ごみは、固形燃料としてリサイクルされています。

○ごみの減量化および再資源化を図るため、古紙類や古着、廃食油等各種資源ごみを収集しています。

○その他のごみ発生量減量化の方策としては、指定ごみ袋の有料化や日本語版・ポルトガル語版ごみカレンダーの配布、ひとしぼり運動等に取り組んでいます。

愛荘町の一般廃棄物リサイクル率	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
リサイクル率	95.92%	95.03%	94.88%	95.16%	89.87%	88.20%	92.89%	92.81%	93.08%	92.45%
滋賀県の平均リサイクル率	19.95%	19.84%	19.54%	19.04%	18.79%	19.03%	19.06%	21.00%	20.80%	19.33%

環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より

愛荘町では、可燃ごみは焼却処理せずに固形燃料に変換しているので高いリサイクル率となっています。

不法投棄

○町内には、年間に多数の廃棄物が不法投棄されており、特に東部の山林、愛知川・宇曾川・岩倉川・南(みな)川の河道内および愛知川・宇曾川の河畔林等に多数投棄されています。

○苦情相談では、不法投棄や散在ごみの相談が大部分をしめています。

エネルギー

○町が導入している新エネルギーとしては、太陽光発電街路灯が避難所や街路の照明として設置されています。

○町民が導入している新エネルギーの状況としては、太陽光発電システムの補助を受け 2016 年度末までに 552 件設置されており、2016 度末では関西電力との需給契約が約 1,200 件となっています。

○町公共施設では、省エネルギーや災害時に備えた太陽光発電システムや蓄電設備の設置取組が行われています。

5) 流域環境

河川

○町内の主な河川（1級河川）は、愛知川、宇曽川およびその支流等 10 河川あり、町域を流れる河川の大部分は宇曽川の支流となっています。

地下水・湧水

○湧水は、愛知川、宇曽川の伏流水が豊富なことから町内に湧水地が点在しています。特に、宇曽川扇状地、香之庄や軽野地先の標高 120m 付近では今日も豊かな湧水があり、軽野では一部湿生林を形成し、貴重な植物群が多く見られます。

○愛知川扇状地の扇端はおおよそ中山道の辺りといわれています。また、扇状地の扇中央に近い地域は地下水位が低く、扇端に近い地域は比較的水位が高くなっています。このことから、古来における灌漑用水の取水源として、扇中央に近い地域では雨水を溜めるため池が、扇端に近い地域では比較的浅い汲み上げ井戸が活用されてきました。

○地下水は、各種製造事業所の事業用水や町民の生活用水として利用されています。

上下水道

○上水道は、愛知郡広域行政組合によって給水されており、水源は東近江市愛東地区の鯉江水源および中戸水源（ともに地下水）となっています。2016 年度の上水道使用量は、年間約 2,186 千 m³ で町民一人当たり年間給水量 103 m³ となっており、毎年ほぼ横ばいとなっています。

○下水道の整備状況については、2016 年度には普及率 99.2%、水洗化率 90.6% となっています。

公共下水道の推移

年 度	下水道 人口普及 率 (%)	下水道 人口水洗 化率 (%)	行政区域 内人口 (人)	処理区域 内人口 (人)	処理区域 内水洗化 人口 (人)	処理区域 内世帯数 (世帯)	処理区域 内水洗化 世帯数 (世帯)
2012年	99.1	87.2	21,150	20,959	18,277	7,194	6,078
2013年	98.7	88.3	21,259	20,987	18,530	7,302	6,284
2014年	99.1	89	21,148	20,967	18,668	7,716	6,657
2015年	99.1	89.9	21,189	21,007	18,888	7,442	6,529
2016年	99.2	90.6	21,305	21,129	19,153	7,610	6,693

・人口普及率、人口、世帯数は 4 月 1 日現在

農業用排水

○農業用水は、永源寺ダム、愛知川頭首工、宇曽川揚水機場から取水され、農耕に利用された後、南川、岩倉川等各河川を通じて宇曽川へ自然排水されています。用水の再利用を図るため、宇曽川をせき止めてポンプアップによる反復利用を行っています。

○町内には主要なため池が13か所あり、一部はダム用水の調整池として利用されています。その他のため池は、農業用水供給源としての重要性は昔と比べて低くなっています。



6) 地球環境

地球温暖化

○地球温暖化の進行により、水環境・生態系への影響や、異常気象の発生が増加することなどが懸念されています。当町においても、動植物の本来の生息域の消失や農作物の収穫量の減少など影響を受けることが考えられます。

○当町においては、2007 年度から地球温暖化防止実行計画が策定され、現在、第 2 次地球温暖化防止実行計画として 2015 年度から 2019 年度まで温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

○当町の 2015 年度の温室効果ガス排出量は、1990 年度と比較すると約 11.8%（2013 年度と比較すると約 5%）の減少となっています。

○当町の 2015 年度の部門別二酸化炭素排出量は、多い順に産業部門、運輸部門、家庭部門、業務部門となっており、産業部門が 102.4 千 t-CO₂、運輸部門が 32.9 千 t-CO₂、家庭部門は 29.1 千 t-CO₂、業務部門は 21.6 千 t-CO₂ となっています。

2. アンケート意識調査結果

アンケートは、愛荘町民の環境に対する意識を把握することを目的として行いました。以下に調査結果の要約を示します。

1) 町民

環境問題全般について

○町民は、「地球温暖化」、「酸性雨」、「エネルギー・資源の枯渇」、「ごみ」、「公害」に高い関心を持っています。

○9割の町民が環境を保全することを重要であると認識していますが、同時に半数以上の町民が環境保全によって生活の利便性・快適性が損なわれることに抵抗を持っています。

○環境についての情報入手は、「テレビ・ラジオ」が最も多く、次いで「新聞」となっています。また、「インターネット」で情報を入手される方も増えています。

ごみ・リサイクルについて

○7割の町民が、町内でのポイ捨てや不法投棄を見かけていますが、2012年度に比べると減りました。

○町民のほとんどが、ごみの分別ルールを守っています。

○リサイクル活動への協力状況としては、「新聞・雑誌など紙類」、「古着」、「プラスチックトレイ」、「牛乳パック」、「特定家電」が高い結果となっており、一方、「廃食油」についてはあまり取り組まれていません。

環境について満足していること

○町民は、「空気のさわやかさ」「地域の緑の豊かさ」「地域の静かさ」に満足されている。

環境に関わる活動について

○町民は、「地域の清掃、美化活動」「ごみ減量化やリサイクルの推進活動」「子どもの環境教育の推進活動」に関心を持っています。

○環境活動に関心をもっていますが、「活動のための時間が少ない」「具体的な活動の仕方や方法が分からない」「関連する情報が不十分、入手方法が分からない」が多く、環境活動への情報提供や推進が必要とされています。

将来の愛荘町の姿、重点的に進めて欲しい取り組み

○環境を守るために、「公共交通機関の充実」が最も多く、次いで「廃棄物の不法投棄の取り締まり強化」、「河川環境の保全対策」を重点的に進めることが望まれています。

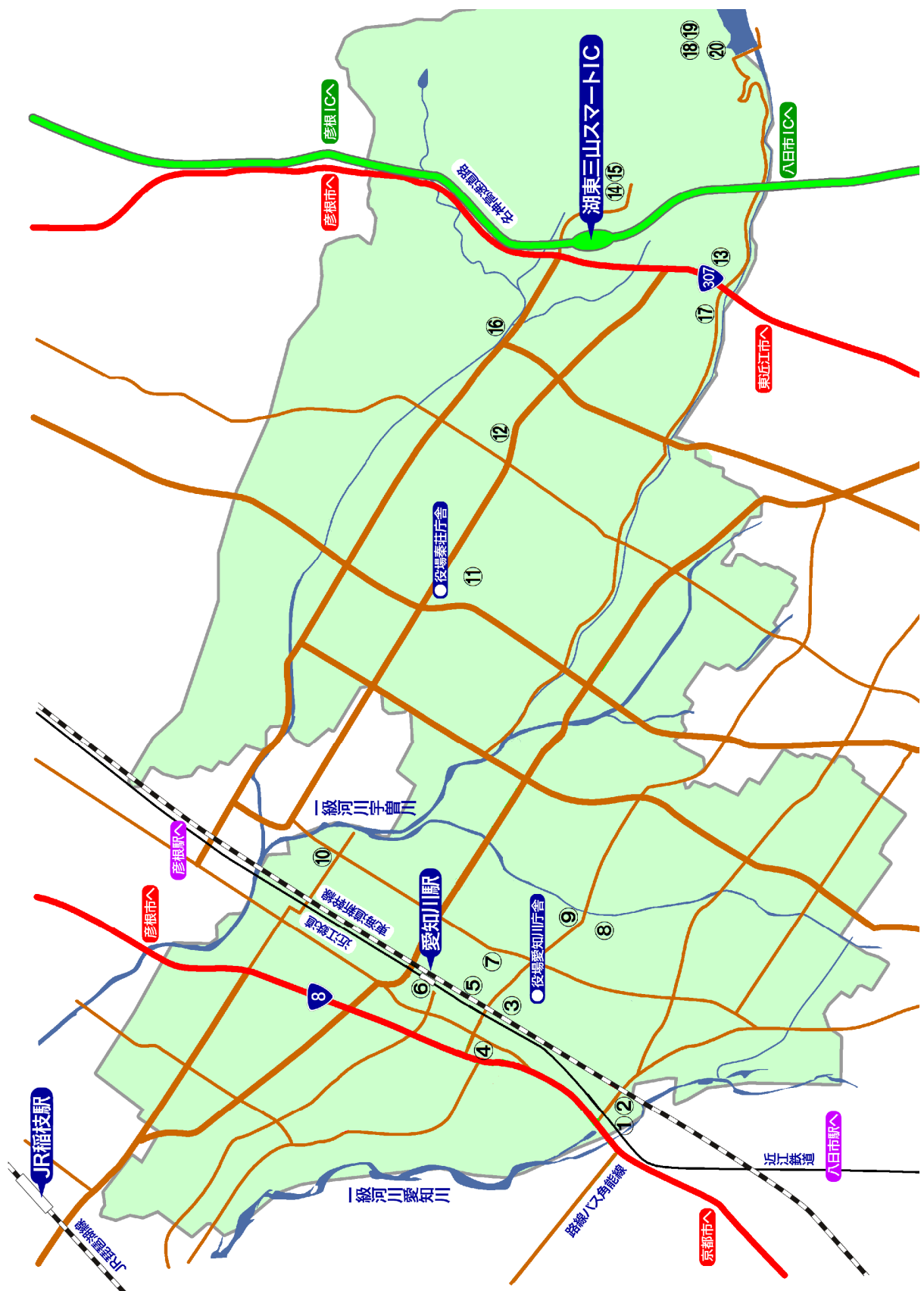
気に入った環境や景観

○町内で、気に入った環境や景観として関心を持たれた場所が多くあり、今後も守っていく必要があります。

愛荘町内で気に入った場所

場所	区域
① 近江鉄道の愛知川鉄橋	
② みゆき公園・みゆき公園の桜並木・愛知川河川敷	愛知川
③ 愛知川体育館の桜並木と川辺	愛知川
④ 旧近江銀行・宝満寺・中山道	愛知川
⑤ 新愛知川沿い自転車道路	
⑥ 愛知川駅	市
⑦ 愛知川図書館・図書館の公園	市
⑧ せせらぎ街道	豊満
⑨ 豊満神社	豊満
⑩ 中央スポーツ公園	川久保
⑪ 安孫子墓地東側の道路(春は八重桜、シバ桜、秋は紅葉)	安孫子
⑫ ふれあい広場	蚊野
⑬ 上蚊野古墳公園・桜	上蚊野
⑭ 金剛輪寺・遊歩道の紅葉	松尾寺
⑮ 歴史博物館	
⑯ 岩倉川	
⑰ 宇曽川上流・宇曽川沿い桜並木	
⑱ 秦川山・秦川山頂から見た愛荘町	
⑲ 山比古湧水	松尾寺
⑳ 宇曽川ダム・宇曽川ダム公園・宇曽川ダムからの景色・宇曽川ダムの紅葉	
・ 愛荘町全体	—
・ 銭取神社からみた風景	松尾寺
・ 湖東三山IC・名神高速からの眺望	松尾寺
・ 愛知川のきれいな水	
・ 田園風景	
・ 夜空の星	—

(2018 年度アンケート結果より)



2) 事業者

○7割の事業所は、自社の活動が環境へなんらかの影響を与えていると認識しています。

○環境対策・保全の取組としては、現状において「リサイクル・省エネルギー活動の推進」や「省エネルギー機器の購入」、「従業員の啓発」などを行っている割合が高く、将来的には、「環境保全活動への協力」や「省エネルギー機器の購入」、「低公害車の導入」を掲げる事業所の割合が高くなっています。

また、「ノーマイカーデーの取組」を実施している事業所はなく、将来的にも取組を考えている事業所は少ないという結果が出ていることから、今後のノーマイカーデー取組を行う事業所をどのように増やしていくか課題です。

3. 環境の課題

1) 人づくり

- ・町民、事業者に対する環境関連情報の発信、意識啓発があまり行われていないことから、これらの普及を図る必要があります。
- ・事業者は、行政に対して環境関連の助成制度や技術についての情報提供を求めていることから、それらの情報提供を行う必要があります。
- ・環境関連団体としては、美化を主として活動している団体がほとんどであることから、環境問題全般を取り組み対象とした環境団体の育成を図る必要があります。
- ・小学生だけでなく、大人等も参加できる自然観察会等の地域環境に親しめる機会や環境学習の機会を創出する必要があります。
- ・事業者は、地域の環境保全活動への積極的な協力を掲げていることから、地域と事業所をつなぐ支援を図る必要があります。

2) 生活環境

- ・事業活動による騒音・振動の発生防止に努める必要があります。
- ・野焼きによる悪臭の発生防止に努める必要があります。
- ・犬の飼い主マナーとしてトイレの後始末に努める必要があります。
- ・愛知川地区で地下水水質検査の結果、テトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出されていることから、継続的にモニタリングを実施する必要があります。
- ・事業所排水の規制基準遵守の徹底を図る必要があります。
- ・不法投棄の防止を徹底する必要があります。
- ・事業所と公害防止協定を締結し、事業活動による環境への影響を低減する必要があります。

3) 地域環境資源

- ・愛知川の河畔林には、河川本来の自然環境に依存した野生種が多いことから、これからも保全する必要があります。
- ・水田、ため池、雑木林等の人間の管理によって維持されてきた環境に依存する野生種も多数存在するため、これらの環境を保全する必要があります。
- ・岩倉川や不飲川、宇曽川ダム周辺等に見られるホタルの生息区域をこれからも守る必要があります。
- ・宇曽川ダム周辺や宇曽川堤防、岩倉川の日加田地先のサクラ並木をはじめ地域の田園景観等をこれからも守る必要があります。
- ・社寺林は地域の自然を代表するものであることから、これらを保全する必要があります。

- ・町域には、多くの文化財が残されていることから、これらを保全する必要があります。

- ・町域には、田園風景や歴史的に美しい街並みが形成されていることから、これらの景観を守っていく必要があります。

4) 循環型社会

- ・ごみの排出量は増加傾向であることから、減量を図る必要があります。

- ・高齢者や外国人にもわかりやすいごみ分別方法について検討する必要があります。

- ・不法投棄やごみのポイ捨てが町内各地で見られることから、防止に取り組む必要があります。

- ・将来的な取組として、省エネルギー型機器や低公害車の導入を掲げる事業所が増加傾向であることから、普及を図るため検討する必要があります。

- ・今後、ハイブリッド車や電気自動車の導入を希望している町民が多いことから、普及を図るため検討する必要があります。

5) 流域環境

- ・地下水は、現在も 3 割程度の町民が日常生活で利用していることから、これからも保全する必要があります。

- ・河川水質の保全のため、下水道の整備をこれからも進める必要があります。

- ・農業用排水は河川へ直接排水されていることから、農業活動の中で水質保全に取り組む必要があります。

6) 地球環境

- ・温室効果ガス発生量は増加していることから、削減に向けて取り組む必要があります。

- ・公共交通機関が少なく、通勤や買い物などで自家用車による利用が多いことから、地域の公共交通機関の充実を図る必要があります。

第3章 環境ビジョン

1. 基本理念

基本理念を引き継ぎます

心

私たちは、環境を守るため自らが一歩踏み出せる町民となることを目指します

一人ひとりが環境問題に関心を持ち、日常生活において意識し、行動することが重要です。そのため、町全体で意識の向上に努め、環境を守るために自らが学び、考え、環境保全に努めます。

水

私たちは、私たちの財産である水環境を守ります

愛知川、宇曽川の伏流水に恵まれた愛荘町は、昭和 40 年代くらいまで、多くの湧水が見られました。そして、現在も井戸を利用している住宅が多数見られるとともに、豊かな水源を背景に各種製造業が集まっています。このように、恵まれた水環境を財産としてこれからも大切に守り、将来の世代へ受け継いでいきます。

自然

私たちは、豊かな自然に恵まれ、様々な生き物が暮らす環境を守ります

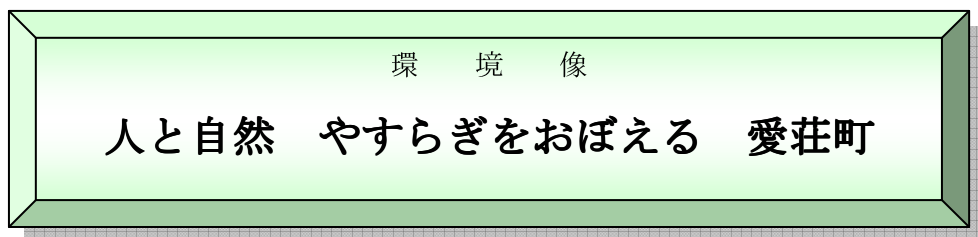
町域の約4割を占める田園地帯や秦荘地域に見られる里山は、身近な自然として人々に親しまれるとともに、これらの場所でしか生息できない生き物たちの命を育む大切な役割を担っています。また、愛知川の河畔林や宇曾川ダム周辺には、貴重な自然が残っており、希少な動植物も生息しています。このような、豊かな自然と生き物に恵まれた環境をこれからも大切に守っていきます。

生活

私たちは、安全でうつくしく快適なまちをつくっていきます

多くの人々は、安心して暮らせるまち、さわやかな緑の空気に満ちたうつくしいまちを愛荘町の環境の望ましい姿として思い描いています。しかし、産業活動によって生じた様々な事象、特に地下水や土壌の汚染、また日常活動中でのごみのポイ捨て、河川・山林への不法投棄などの問題も発生しています。このため、私たちは身近な生活環境を取り巻く様々な環境問題について積極的に取り組み、安全で美しく快適なまちをつくっていきます。

2. 将来の環境像



愛荘町内には、身近な自然である農地や里山、河川本来の自然である河畔林など多様な自然環境が存在しています。愛知川や宇曾川と、それらの湧水がつくる愛荘町の豊かな水環境は、日常生活に潤いを与えてくれるだけでなく、地域産業を育む源として欠くことのできない存在です。また、多くの町民は、安全で快適な環境の中で生活することを望んでいます。

そのため、愛荘町で活動するすべての人が協働し、この恵まれた環境をこれからも大切に守り育てるとともに、町内で生活するすべての人々が自然との親しみや安らぎを覚え、いつまでも住み続けたいと思える愛荘町を目指します。

第 4 章 目標と施策

1. 人づくり

《環境目標》

「自分よし、他人(ひと)よし、地域よし」の精神を育みます

三方よしの精神で環境保全に取り組むことができる人を育み、環境保全活動に取り組みます。

- 基本施策
- 環境保全意識を高めていきます
 - 愛荘町の自然環境を活用した環境学習に取り組んでいきます
 - 環境に関する情報を収集・発信していきます

環境保全の意識向上

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・環境に関連した情報を積極的に収集し、意識を高めます ・家庭内で環境について話し合います ・家庭で環境配慮行動を実践します ・環境関連の学習会や町民講座へ積極的に参加します ・地域の環境問題について、地域全体で監視します
事業者	・事業所内で環境関連の勉強会を開催し、社員へ環境意識を啓発します
町	・環境に関連したNPO等民間団体の育成・支援します ・環境に関連したリーダーの育成をします ・地域の環境保全活動に協力します

環境学習の推進

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・野外学習、自然観察会等へ積極的に参加します ・地域で地域の自然環境をいかした自然観察会を開催します
事業者	・自治体等が主催する環境関連セミナーへ積極的に参加します
町	・環境に関連したNPO等民間団体の育成支援をします

環境情報発信

＜取組＞

取組主体	取組事項
町民	・ 町広報紙やインターネット等を利用し、環境に関連した情報を積極的に収集します
事業者	・ 環境に関連した情報を積極的に収集します ・ インターネット等を利用し、自社の環境情報を公開します ・ 地域や町が進める環境保全活動を把握します
町	・ 環境に関連したNPO等民間団体の育成や支援をします ・ 町広報紙やインターネット等を利用し、環境に関連した情報を発信します

2. 生活環境

《環境目標》

誰もが安全で快適に生活できる良好な生活環境を創造します

生活環境を守る取組を積極的に進めることで、安全で快適に生活できる良好な環境をみんなで協力してつくります。

- | | |
|------|--|
| 基本施策 | ☐ 快適な生活環境を守っていきます
☐ 有害化学物質による汚染防止などの適切な対応を行っていきます
☐ 不法投棄や散乱ごみのないまちにしていきます |
|------|--|

快適な生活環境

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ ごみ出しのルールを守ります ・ 特に夜間や早朝は、騒音等で他人に迷惑をかけないように努めます ・ ごみの野外焼却（野焼き）は行いません
事業者	・ 町と環境保全協定を締結します ・ ごみの野外焼却（野焼き）は行いません ・ 空調やボイラ等の設備は、管理を適切に行い大気汚染の防止に努めます ・ 設備機器の導入の際には、低振動・低騒音型のものを導入します ・ 大型車両運転時は、沿道の住宅等へ騒音・振動の影響を及ぼさないよう走行速度や走行経路に配慮します ・ 建設工事や土木工事中（特に夜間早朝）は、周辺住宅への騒音・振動の影響に注意します ・ 夜間営業の際、周辺住宅等への騒音に注意します ・ ごみ捨てマナーを守ります
町	・ 事業所との環境保全協定を締結します ・ 事業所に対する各種規制基準遵守の徹底を指導します ・ 騒音、振動の発生抑制のための指導を行います ・ 野焼き等による悪臭発生防止の指導を行います ・ ごみ出しのルールを啓発します

有害化学物質による汚染防止

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ インターネットや新聞等で有害化学物質に関する情報を収集し、知識を深めます
事業者	・ 化学物質や有害物質等の使用、保管、廃棄および排出にあたっては、法を順守し、安全管理に十分配慮します ・ 有害物質や油の流出事故による環境汚染の未然防止に努めます ・ ダイオキシン類の発生源となる野外焼却（野焼き）は行いません ・ アスベスト等有害物質を含む建設廃材や資材は、適切な取り扱いを徹底します ・ 農薬や化学肥料は、環境に配慮して使用します
町	・ 有害化学物質に関する情報の収集や提供を行います ・ 減農薬、適量施肥、有機肥料の推進します ・ 工場に対する指導や工場排水の監視の強化します

不法投棄や散乱ごみのないまち

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ 道路、山林、河川へのごみのポイ捨て、不法投棄はしません（させません） ・ ごみ出しは、決められた分別方式、曜日等を守ります ・ 地域の清掃活動に参加します ・ 犬の散歩の際には、ふんを持ち帰り、始末します
事業者	・ 廃棄物の焼却は、適切な設備で行います ・ 廃棄物を適切に処分します ・ 地域の清掃活動に協力します ・ ごみのポイ捨てをしないよう周知します
町	・ 不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発をします ・ 不法投棄防止に向けた監視パトロールします

3. 地域環境資源

《環境目標》

自然・歴史を誇りにし、愛荘らしさを伝えていきます

地域の特色ある自然や歴史資源などを誇りにし、それぞれの地域が持つアイデンティティーをみんなで大切に守り、未来へ伝えます。

- | | |
|------|--|
| 基本施策 | ☐ 自然環境を守り、育てていきます
☐ 自然と積極的に触れ合っていきます
☐ 歴史・文化遺産を守り、伝えていきます |
|------|--|

自然環境の保全

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ 地域の大木や社寺林を保全します ・ 河川の清掃活動に参加します ・ 貴重な野生の動植物を採ったり持ち帰ったりしないようにします
事業者	・ 地域の自然環境保全活動に参加協力します ・ 企業の社会貢献活動の一環として、植林等の地域環境保全に取り組みます ・ 開発行為等では、自然環境への影響ができるだけ少なくするように努めるとともに、緑化を推進します ・ 休耕田等を利用した、ひまわり、コスモス、菜の花等景観作物の栽培を推進します
町	・ 生物多様性の基盤となる山や川の自然環境の保全を行います ・ 希少生物や外来生物に係る情報収集や提供を行います

自然とのふれあい

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ 自然とふれあえる場づくり（自然観察会等）に積極的に参加します ・ 生き物調査等に参加します
事業者	・ 地域の環境保全活動等、自然とふれあえる場づくりに参加します
町	・ 自然観察会等、自然とふれあうことができる機会を創出します ・ グリーンツーリズム等農林業体験の機会の提供をします

景観や歴史文化の保全

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ 歴史を感じることができる景観の保全に協力します ・ 地域の伝統芸能等を守り、伝えます
事業者	・ 歴史を感じることができる景観の保全に協力します ・ 屋外広告物等は、周辺の景観との調和を図ります ・ 事業前に計画地周辺の文化財について十分な調査を行い、保存に努めます
町	・ 歴史文化資源の保存、継承に努めます ・ 歴史や文化地域資源の魅力を発信します ・ 歴史文化や自然環境を活かした魅力的なまちなみづくりに努めます ・ 景観づくりに関する情報提供や意識啓発を図ります

4. 循環型社会

《環境目標》

資源を有効活用し、循環型社会をつくります

廃棄物の減量化、リサイクルの推進などの取組を通じて、資源の有効活用を進め、循環型社会をつくります。

基本施策

- ☐ 廃棄物の発生量を減らしていきます
- ☐ 再使用やリサイクルに取り組んでいきます

廃棄物の抑制

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ ごみの減量に努めます ・ ごみの分別ルールを守ります ・ 資源ごみの分別収集に協力します ・ 食品を「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」を心がけます ・ 使い捨て商品の利用を避け、リターナブル瓶や詰め替え商品をできるだけ使うようにします ・ 買物はマイバックを持参し、レジ袋を受け取らないようにします ・ 地元農林産物の地産地消に協力します
事業者	・ 社内でごみ減量に対する意識啓発を行います ・ ごみの分別を徹底します ・ 資源の地域内循環について理解し、循環再生利用の取組に協力します ・ グリーン購入、グリーン調達を進めます ・ 原料や資材は再生品を利用に努めるとともに、リサイクル可能な製品の開発を進めます ・ 計画的な仕入れ、販売を行い、余剰品をなくします ・ マイバックの利用を呼びかけ、レジ袋の使用量を減らします ・ 地元農林産物の地産地消を推進します

町	・ 誰にもわかりやすく、最適な分別システムの構築を行います ・ ごみ減量化に関する普及啓発します ・ 4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の普及促進を行います ・ 湖東地域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の 1 市 4 町）における新ごみ処理施設の建設に向けて、関係者および関係機関との協議を進めます ・ 新ごみ処理施設におけるごみの分別や資源の利用について、関係者および関係機関と十分に協議します ・ 災害時に発生した廃棄物に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定します
---	--

5. 流域環境

《環境目標》

地下水・湧水・河川の多様な潤いと安心を守り育てます

安心して水を利用できるように、人や生き物にとって良好な水環境を守るとともに、地域の貴重な資源である地下水を保全します。

基本施策 ☐ 人や生き物にとって良好な水環境を守っていきます
☐ 地下水・湧水を守っていきます

水環境の保全

《取組》

取組主体	取組事項
町民	・ 歯磨き、洗濯、炊事等日常生活での節水に努めます ・ 洗剤は、適正量を使用します ・ お皿は、古新聞や要らない紙で油汚れをふき取ってから洗います ・ 水切りネットや三角コーナー等を使って厨芥を排水溝に流さないようにします ・ 公共下水道の処理区域内では、下水道に接続するようにします ・ 河川、水路等の美化活動に参加します ・ 地下水、湧水の維持管理に協力し、地域で守っていきます
事業者	・ 汚水は、公共下水道へ流すか適正に処理した後、放流します ・ 工事に当たっては濁水等の発生を防止します ・ 化学物質等による河川や地下水の汚染を防止します ・ 水田からの濁水の流出を防止します ・ 農薬や化学肥料等の使用量を極力減らします ・ 農地や山林の水源涵養能力を高めるため、山林の適正な維持管理を行います ・ 地下水保全の取組に協力します ・ 事業活動用水の効率的な利用や循環再利用に努めます
町	・ 河川や水源地域等へのごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための啓発活動や監視を行います ・ 地下水、井戸水等継続的なモニタリングを行います ・ 工場排水の継続的な監視を行います

6. 地球環境

《環境目標》

日常生活を通じて、地球環境の保全に取り組みます

日常生活における小さな心遣いを積み重ねて、地球環境の保全に取り組みます。

- 基本施策
- ☐ 省エネなどで地球温暖化防止活動に取り組んでいきます
 - ☐ オゾン層破壊や酸性雨などの地球環境問題に取り組んでいきます

地球環境の保全

《取組》

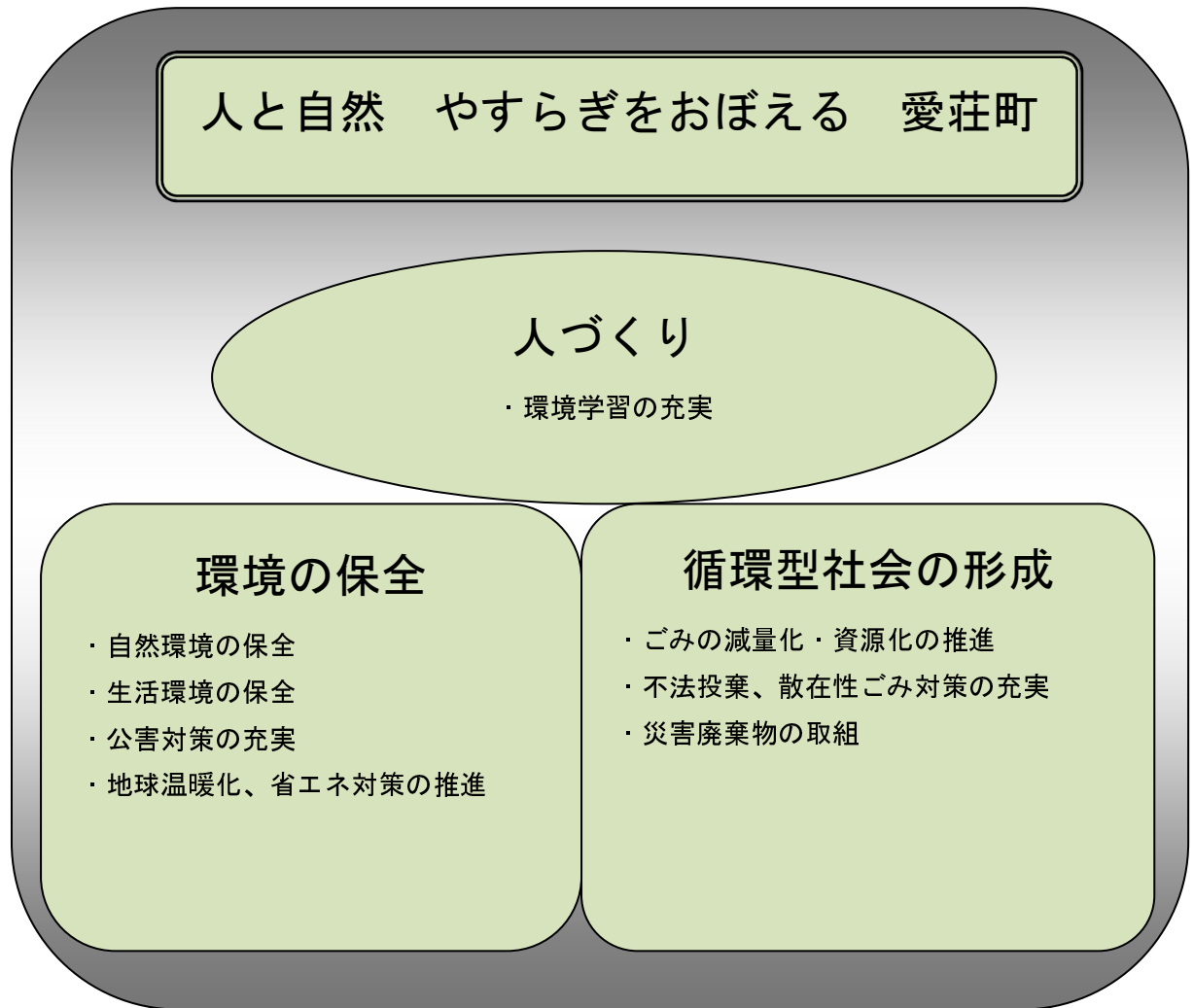
取組主体	取組事項
町民	・ 不要な電気の使用をやめ節電に努めます ・ 省エネ型の家電等を選んで購入し、適切に使います ・ 省エネ性能が高く長寿命の LED に順次交換していきます ・ 冷暖房の温度は、省エネに配慮した適温に設定します ・ 日常生活では、自転車や公共交通機関を積極的に利用し、自動車の利用をひかえます ・ 不必要なアイドリングや空ぶかし等はいりません ・ 自動車購入の際は、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車等の購入を検討します ・ 住宅の新築、建替等の際には、断熱性の高い省エネ型住宅にすることや太陽光発電等新エネルギーの導入を検討します ・ グリーンカーテンを活用し省エネに取り組めます ・ 網戸の利用をするなど風通しを良くし、冷房機器の使用を控えます ・ 国産材を活用した木造住宅や木製品の利用を促進することで、健全な森林の育成につなげます ・ 地産地消の取組を通じて食料品の輸送にかかる二酸化炭素の発生量削減に協力します

事業者	・省エネ型の事務機器等を選んで導入します ・省エネ性能が高く長寿命のLEDに順次交換していきます ・新エネルギーを積極的に導入します ・照明やOA機器の使用において節電を徹底します ・冷暖房の温度は適温に設定します ・服装は、季節に合わせたエコスタイルを奨励します ・自動車購入の際は、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車等の購入を検討します ・自動車を利用する場合は、不必要なアイドリング、運転時の空ぶかしは行わず、エコドライブを率先します ・通勤手段として、自転車や公共交通機関の利用を奨励するとともに乗り合い通勤についても推進します ・業務での移動は、自転車や公共交通機関を積極的に利用します ・敷地や社屋を緑化し、緑を活用した省エネに取り組みます ・製品の効率的な配送に努めます ・地産地消の取組を通じて食料品の輸送にかかる二酸化炭素の発生量削減に協力します
町	・公共施設における省エネ化、新エネルギーの導入に努めます ・家庭や事業所における省エネ化を推進します ・省エネや新エネルギーについて情報発信します ・空ぶかし禁止やアイドリングストップの啓発をします ・公共交通機関の利便性の向上を検討します ・フロンガスの適正処理について情報提供します

第5章 重点プロジェクト

愛荘町の重点プロジェクト

町民、事業者、行政が各主体の責任のもと協力し合いながら、3つの分野から重点プロジェクトに取り組みます。



人づくり

町民や事業所などへの環境学習や意識啓発を行い、自らが「できること」を実践し「持続可能な社会」に取り組めることを目標とします。

環境学習の充実

環境学習のしくみづくり

子どもから大人までが、身近な町の環境から改善していくべきこと、保っていかなければならないことを学び、一人ひとりが環境意識を持ち、住みよいまち環境活動に参加できる体制を作ります。

- ・ 学習機会の充実

環境学習や自然体験学習の拡充を図り環境意識を高めます。

- ・ リーダーの育成

環境学習や環境保全活動を促進し、環境リーダーの育成につなげます。

- ・ 活動団体の支援

環境ボランティア団体の活動支援を行います。



目標指標

項 目	現 状 (2017 年度)	目 標 (2027 年度)	備 考
環境学習・講習会の開催回数	7 回/年	8 回/年	

環境の保全

町民、事業所、行政との協働による環境保全活動を積極的に推進し、美しいまちを次代に引き継ぐよう努めます。

自然環境の保全

野生鳥獣被害対策

野生鳥獣を人間の生活圏に寄せ付けない鳥獣被害防止策を検討します。

生物生息域の確保

希少野生動植物に対する正しい知識と情報提供を行います。

水源地の保全

町内には、多くの湧水やため池、地下水があり、開発事業者等へ水源保護区域の保全啓発を行います。

生活環境の保全

地域美化活動の促進

自治会や環境ボランティア団体等の美化運動や自主的清掃活動を促進します。

野焼き禁止の啓発

人の健康や生活環境に悪影響のある野焼きをしないよう啓発や指導を行います。

犬猫の適正飼養の啓発

犬のお散歩マナーの啓発や地域猫対策の啓発を行います。

公害防止対策の充実

公害防止対策強化

事業所からの悪臭、騒音、振動等に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。

環境保全協定の締結

公害防止の取組として、事業所との環境保全協定を締結します。

排水対策と水質汚濁対策

工場排水や町内7河川の水質調査と河川パトロールで目視による濁水調査を行うなど水質監視体制の強化を行います。

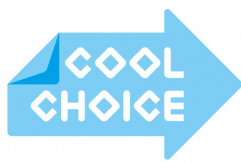
目標指標

項 目	現 状 (2017 年度)	目 標 (2027 年度)	備 考
工場排水調査	6 箇所	6 箇所	
河川水質検査	6 箇所	7 箇所	南川、宇曽川、安壺川、不飲川、新愛知川、大津井川、岩倉川
河川水透視度調査	0 回/年	6 回/年	

地球温暖化・省エネ対策の推進

COOL CHOICEの促進

温室効果ガスの削減としてCOOL CHOICE（賢い選択）の促進を行い環境に負担の少ないライフスタイル・ビジネススタイルに取り組みます。



未来のために、いま選ぼう。

低炭素まちづくりの推進

低炭素まちづくりをめざして、公共施設をはじめ一般家庭や事業所にグリーンカーテンの取り組み普及運動を推進します。

新エネルギーの情報提供

国や県等で実施される新エネルギー事業について、広報等で情報提供に努めます。

管理指標

項 目	備 考
太陽光発電導入件数	現状 1,200 件 (関西電力需給契約数、2016 年度) 現状 552 件 (補助金支給累計、2016 年度)

循環型社会の形成

循環型社会を形成するため、町民や事業所の積極的な協力を促進し、自主的なリサイクル活動を推進するなど、ごみの発生抑制と再資源化を推進します。

ごみの減量化・資源化の推進

ごみの適正分別の周知

分別や廃棄方法をわかりやすくするため広報やホームページによる周知やＩＣＴの活用を検討します。

４Ｒの普及促進

ごみの適正分別を行い、減量化やリサイクルの取組として、４Ｒの普及促進に取り組みます。

Reduce（リデュース）

ごみを減らすこと

例：洗剤などは詰め替えの用品を選びごみの発生量の削減に努める。

Reuse（リユース）

使えるものを再使用する

例：飲み物の容器などを大切に使い有効に利用する。

Recycle（リサイクル）

資源として再利用する

例：ビンや缶、ペットボトルなど分別ルールを守り、ごみを出す。

Refuse（リヒューズ）

不要なもの、余計なものは断る

例：マイバッグを利用し、レジ袋を使わないようにする。

グリーン購入の推進

事業所等へ環境に配慮した物品の購入や販売の取組を推進します。

目標指標

項 目	現 状 (2016 年度)	目 標 (2027 年度)	備 考
町民一人一日あたり ごみ排出量	621g	600g	
ごみ資源化率	92.45%	95%	可燃ごみ、ペットボトル、 びん、古紙類等を含む

不法投棄・散在性ごみ対策の充実

不法投棄防止の啓発

環境等への配慮が不適切なまま「ごみ」を不法投棄されることがないように、住民や事業所に対し適正処理されるよう啓発指導を行います。

不法投棄・散在性ごみの監視強化

不法投棄や散在ごみの投棄場所のマッピングを行い、不法投棄監視委員や関係機関と連携を図り重点区域のパトロールを強化します。

目標指標

項 目	現 状 (2016 年度)	目 標 (2027 年度)	備 考
不法投棄監視員等巡回 パトロール	1 回／月	2 回／月	

災害廃棄物の取組

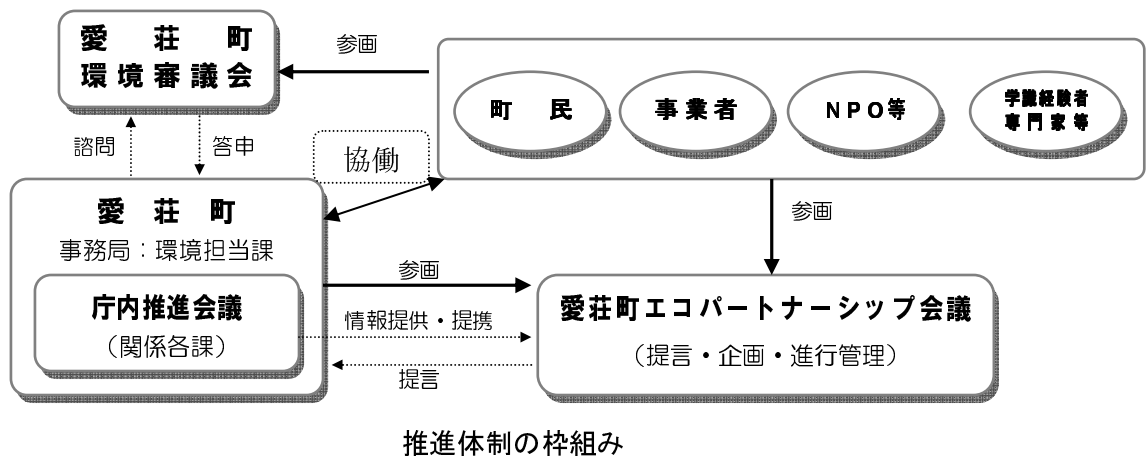
災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時に発生した災害廃棄物の迅速な適正処理が行えるよう災害廃棄物処理計画の策定を行います。

第 6 章 計画の推進方策

1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、町民、事業者、町及び民間団体などが協働して取り組む必要があります。このため、下図に示すような枠組みで推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら本計画の効果的な推進を図ります



●愛荘町環境審議会

町長からの諮問に応じ、環境保全に関する基本事項や重要事項について調査・審議し、その結果を町長へ答申する機関です。また、町は答申の結果を踏まえて、計画の見直しや各種施策の進捗状況に関する報告を行うとともに審議会からの意見を受けてその反映に努めます。

学識経験者や町民・事業者・民間団体などの代表者から構成されます。

●愛荘町エコパートナーシップ会議

愛荘町エコパートナーシップ会議は、町民や事業者などから構成され、実践的な取組の企画・実施（各主体の実行計画づくりの支援や普及イベントの実施等）と各主体間の情報共有の場となります。そして町における環境保全関連の活動を積極的に進める役割を担っていくとともに計画の推進をリードしていきます。

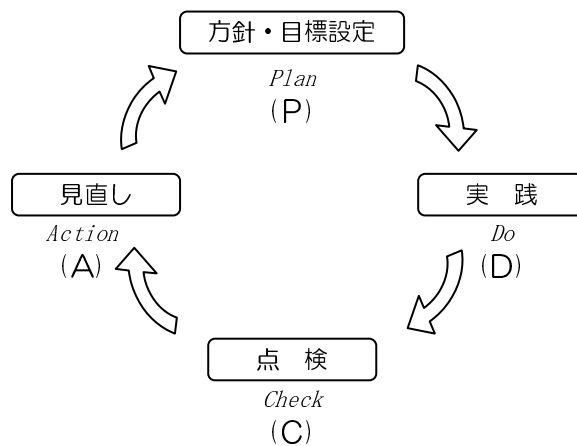
●市内推進会議

市内推進会議は、関係各課の代表で構成され、各課間の連絡調整、環境基本計画にかかげる施策の総合的な推進にあたります。

2) 進行管理

本計画に示した施策や配慮事項の実効性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く町民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな処置を講じていく必要があります。

このことを踏まえ、本計画の進行は、下図に示す環境管理システムの基本的なサイクル（PDCA）にのっとりた形で管理していくこととします。



進行管理の基本的な考え方

參考資料

1. 諮問文

愛環第427号
平成30年8月2日

愛荘町環境審議会
会長 井手 慎司 様

愛荘町長 有村 国知

第2次愛荘町環境基本計画の策定について（諮問）

愛荘町環境基本計画が、平成29年度をもって終了したことから、愛荘町環境基本条例第9条第1項の規定の基づき次期計画を策定するにあたり、同条第3項の規定に基づき、下記事項について貴審議会に諮問します。

記

第2次愛荘町環境基本計画案の策定について

2. 答申文

平成31年3月15日

愛荘町長 有村 国知 様

愛荘町環境審議会
会長 井手 慎司

第2次愛荘町環境基本計画について（答申）

平成30年8月2日付け愛環第427号で愛荘町長から諮問のありました「第2次愛荘町環境基本計画」を策定するにあたっての基本的考え方について、当審議会で慎重に審議を重ねてまいりました。

この度、審議の結果をとりまとめ、別冊のとおり計画案を策定しましたので答申いたします。

なお、計画の策定および推進におかれては、下記事項に留意されるよう意見を申し添えます。

記

1. 環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するにあたっては、各課連携し、本計画をもとに町民・事業者および町が協力し、効率的・効果的に進められたい。
2. 本計画に示した施策や事業を実行していくため、進捗状況を環境審議会に報告し、見直すべきものについては、審議会の意見を聴きながら対応を図ること。
3. 本計画は、長期にわたる計画であることから、推進に当たっては、環境問題や社会情勢を踏まえて、必要に応じ柔軟に対応すること。

3. 愛荘町環境基本条例

○愛荘町環境基本条例

平成21年3月5日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 地球環境の保全(第7条)

第3章 環境保全等に関する基本的施策

第1節 基本方針(第8条)

第2節 環境基本計画(第9条—第11条)

第3節 環境保全等を推進するための施策(第12条—第15条)

第4章 推進体制(第16条)

第5章 環境審議会(第17条)

第6章 雑則(第18条)

付則

前文

私たちのまち「愛荘町」は、鈴鹿山系の山々を背景に、愛知川と宇曽川の伏流水に恵まれた水と緑の自然豊かな郷土として発展してきた。また、国宝である金剛輪寺本堂をはじめとする歴史遺産や中山道の愛知川宿など人と文化の交流を通じて長い間に築き上げられた伝統の息づくまちとして、先人たちから貴重な歴史とかおり高い文化を受け継いできた。

しかし、近年の著しく進展した科学技術と社会経済活動の中で、私たちの生活は物質的に豊かで便利になったが、その陰で日常生活やさまざまな事業活動から生ずる環境への負荷は増大し続けた。

その結果、環境への負荷は地球が支えられる限界を超え、地球温暖化による気候変動など、地球規模の環境問題として今を生きる私たちの避けることのできない課題となりつつある。

今こそ私たちは、将来の世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を引き継ぐため、社会構造を持続可能な社会へと変えていかねばならない。

このような認識のもと、町民、事業者等、町が一体となって互いの協働により、地球環

境にも思いを致しつつ、「人と自然 やすらぎをおぼえる 愛荘町」の環境を保全し、持続可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、町民、事業者等および町(以下「町民等」という。)の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策を定めることにより、現在および将来にわたって町民が健康で文化的な生活をおくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化の進行、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。)および悪臭によって、人の健康または生活環境(人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。)に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、人が健康で文化的な生活を営む上で、欠くことができないものである。しかし、この環境が人の活動による負荷によって損なわれるおそれが生じていることから、人類の存続の基盤である環境が現在および将来にわたって維持されるように適切に保全されなければならない。

- (1) 自然環境が適正に維持され、人の健康が保護されるように、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素が良好な状態で保持されるよう環境の保全に努めなければならない。

- (2) 自然環境や歴史的資源などの自然的社会的条件によって今日まで地域で培われてきた環境を体系的に保持されるよう環境の保全に努めなければならない。
- (3) 地球環境の保全のため、常に地球人の一人としての自覚を持ち、限りある地球資源およびエネルギーの消費行動を抑制しつつ、資源の有効利用が図られること等により環境への負荷の少ない社会の推進に努めなければならない。
- (4) 環境の保全のため、町民等がそれぞれの責務を認識し、公平に役割を分担したうえで、自主的かつ積極的に活動するように努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、基本理念に基づき、環境の保全に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 町民は、環境の保全に積極的に取り組み、町が実施する施策に参画し、協力するように努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念に基づき、自らの社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者等は、町および町民が実施する良好な環境に関する活動に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念に基づき、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 町は、自ら率先して環境の保全等に取り組むとともに、町民および事業者等による環境の保全への取り組みを支援し、また必要な情報の提供を行うように努めなければならない。

第2章 地球環境の保全

(地球環境の保全の推進)

第7条 町は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

- 2 町は、国、県、他の地方公共団体および民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査、情報提供および協力等を行い、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境保全等に関する基本的施策

第1節 基本方針

(基本方針)

第8条 環境保全等の施策は、基本理念に基づき、人づくりと環境教育・学習および次に掲げる事項を基本方針として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 田園環境などの生活環境を創造する取り組みを積極的に進めることにより、安全で快適に生活できる良好な環境の保全に努めるものとする。
- (2) 生態系に配慮した環境の保全活動に取り組むとともに、地域の特色ある自然環境や歴史的資源などを次代へ伝えるものとする。
- (3) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進などの取組みを通じて資源の有効利用を進め、循環型社会をつくるものとする。
- (4) 安心して水が利用できるように、地域の貴重な資源である河川、湧水、地下水を保全し、健全な水環境を守るものとする。
- (5) 日常生活のなかに省エネの意識を取り入れて、地球温暖化防止に取り組むものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境保全等に関する総合的かつ中長期的な目標および施策の方向
- (2) 環境保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、第17条に規定する愛荘町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、町民等の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 町長は、町のあらゆる施策の策定および実施にあたっては環境基本計画との整合に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 町長は、毎年度町の環境保全等の施策の実施状況について公表するものとする。

- 2 町長は、環境保全等の実施状況を公表した後に、町民等からそれに対する意見を聴くとともに、必要に応じて環境保全等の施策にその意見を反映しなければならない。

第3節 環境保全等を推進するための施策

(環境教育の推進)

第12条 町は、町民等が環境保全等について理解と認識を深めることができるようにするため、環境教育・学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第13条 町は、町民等の環境保全等に関して自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響への事前配慮)

第14条 町は、環境への影響を及ぼすおそれのある事業を行うとする者があるときは、あらかじめ当該事業者が環境への影響等に関する調査を指示し、その結果報告に基づき、環境保全等について必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

- 2 町は、環境の保全上の支障を事前に防止するため、町民および事業者等に対し、指導、助言等の必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全協定の締結)

第15条 町長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために特に必要があると認めたときは、事業者等と環境保全協定を締結するものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第16条 町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、愛荘町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、環境基本計画に関する事項、公害等に関する事項、その他環境の保全に関する事項について調査審議するものとする。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前5項に定めるもののほか、審議会の設置および運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 第2次愛荘町環境基本計画の経過

1) 策定経過

年月日	会議等	主な検討事項等
2017年11月13日	2017年度第1回環境審議会	環境基本計画策定スケジュール
2018年2月28日	2017年度第2回環境審議会	アンケート調査について検討
2018年4月20日 ～5月21日	アンケート調査	環境アンケート意識調査実施 (町民・事業者・外国人)
2018年8月2日	2018年度第1回環境審議会	第2次愛荘町環境基本計画(諮問) 第2次環境基本計画素案の検討
2018年12月26日	2018年度第2回環境審議会	第2次環境基本計画素案の検討
2019年1月21日 ～2月12日	パブリックコメント	パブリックコメント実施
2019年2月20日	2018年度第3回環境審議会	第2次環境基本計画の答申について
2019年3月15日	環境基本計画答申	第2次愛荘町環境基本計画(答申)

2) 愛荘町環境審議会委員名簿(敬称略)

代表区分	所属団体及び役職等	氏名	備考
識見を有する者	滋賀県立大学 環境課学部環境政策・計画学科 教授	井手 慎司	会長
関係行政機関等の 職員	湖東環境事務所 所長	川崎 竹志	前期
		浅見 正人	後期
諸団体の代表者	さわやかまちづくり推進会議 会長	西澤 一弘	副会長
	愛荘町農業委員会 会長	廣島 久平	
	秦川山生産森林組合 組合長	村西 宗司	
	愛荘町不法投棄監視委員 代表	石沼 林三郎	
その他町長が適当 と認める者	滋賀銀行 愛知川支店 支店長	片岡 一明	前期
		今江 広志	後期
	滋賀建機株式会社 代表	森田 貴文	
	元滋賀県職員	徳田 三郎	
	元滋賀県職員	松居 弘吉	

5. アンケート意識調査結果

アンケートは、愛荘町民の環境に対する意識を把握することを目的として行いました。
以下に調査概要および調査結果を示します。

1) 調査概要

2018 年度調査

調査実施期間 2018 年 4 月 20 日～5 月 21 日

調査対象

【町 民】無作為に抽出した 16 歳以上の町民 1,000 名

【事業者】無作為に抽出した町内の事業所 110 社

【外国人】無作為に抽出した町内の外国人 200 名

調査方法 郵送によるアンケート用紙の配布・回収

回収結果

		2018 年度	
対象	配布数	回収数	回収率
町 民	1000	415	41.5%
事業者	110	65	59.1%
外国人	200	18	9%

2012 年度調査

調査実施期間 2012 年 9 月 7 日～9 月 28 日

調査対象

【町 民】無作為に抽出した 16 歳以上の町民 1,000 名

【事業者】無作為に抽出した町内の事業所 110 社

【外国人】無作為に抽出した町内の外国人 200 名

調査方法 郵送によるアンケート用紙の配布・回収

回収結果

		2012 年度	
対象	配布数	回収数	回収率
町 民	1000	388	38.8%
事業者	110	70	63.6%
外国人	200	24	12.0%

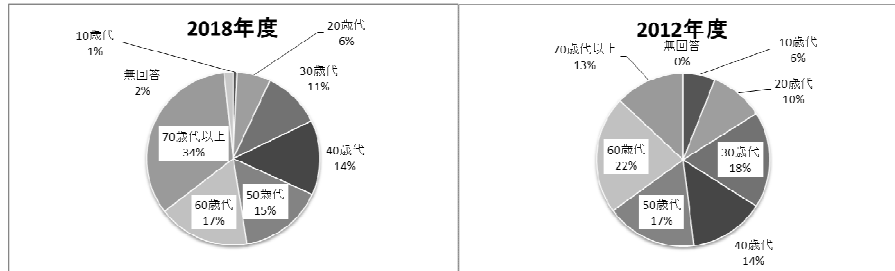
2) 調査結果

以下に町民、事業者、外国人のアンケート調査結果（要約）を示します。

町民

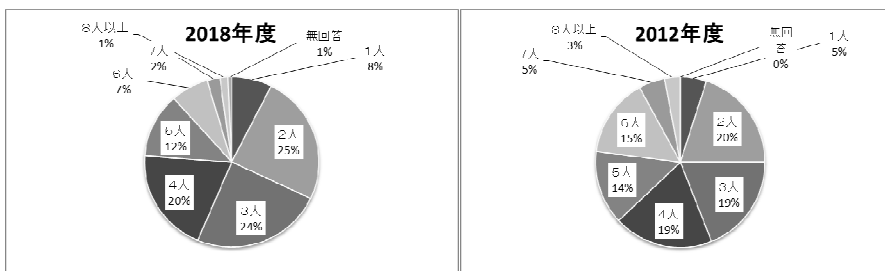
①属性

《年代別内訳》

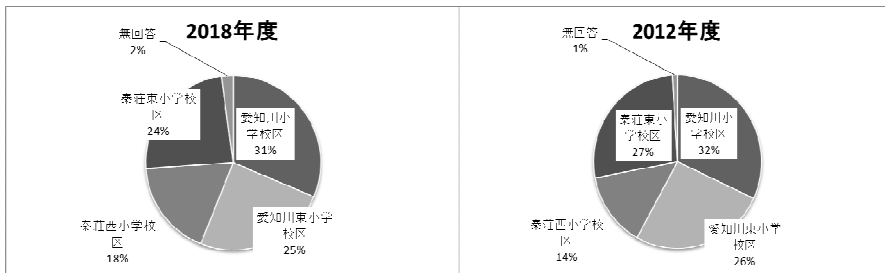


※無作為抽出による調査の結果、70歳以上の回答が多い結果となっています。

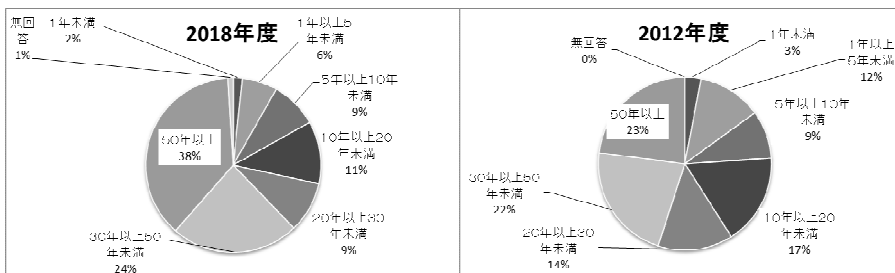
《家族構成》



《居住区域内訳》

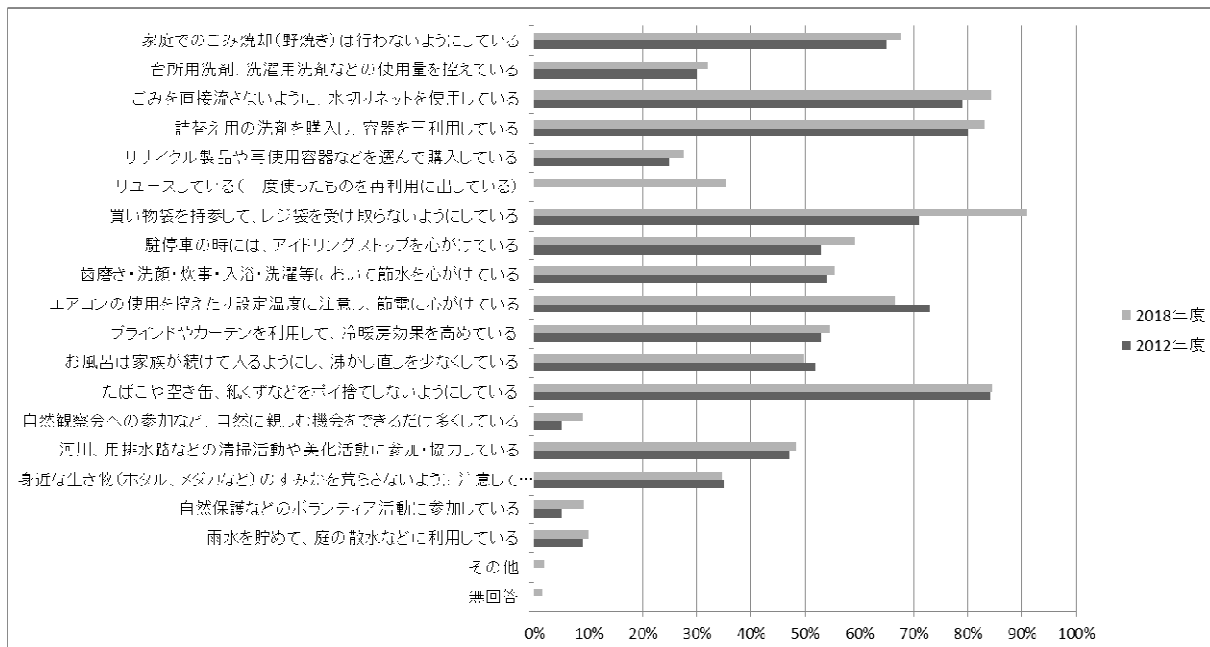


《居住年数内訳》



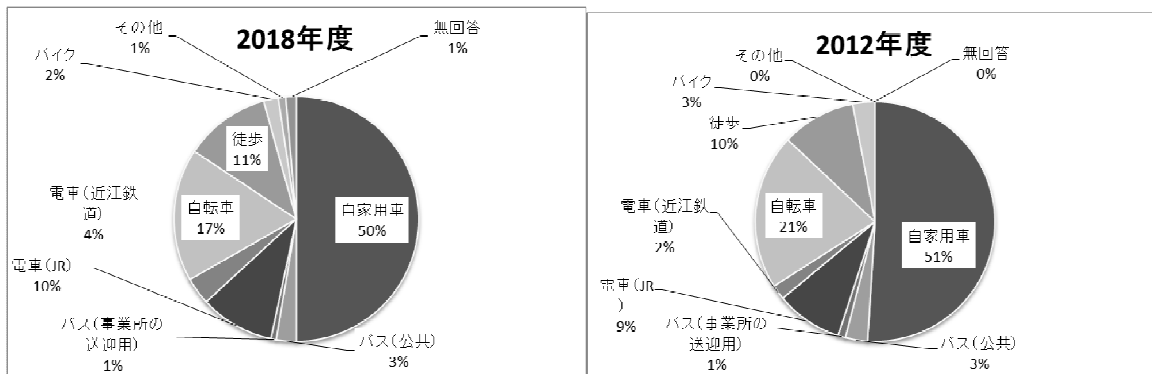
②日常生活

Qあなたが日常生活の中で環境保全のために心がけていることは何ですか



- ・「買い物袋を持参し、レジ袋を受け取らないようにしている」が、多くレジ袋の削減に心がけていることがわかります。
- ・全体的にゴミに対する環境への意識を強くもたれています。

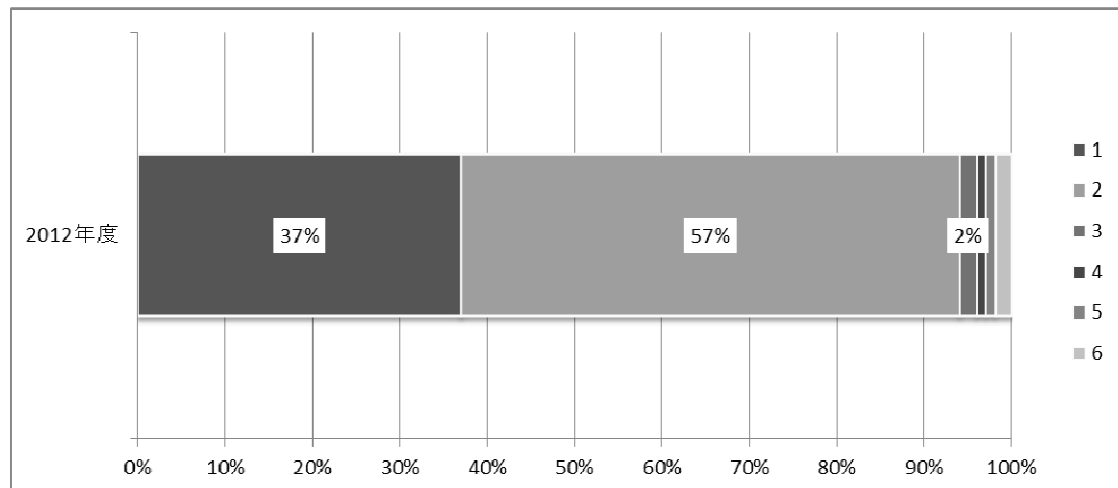
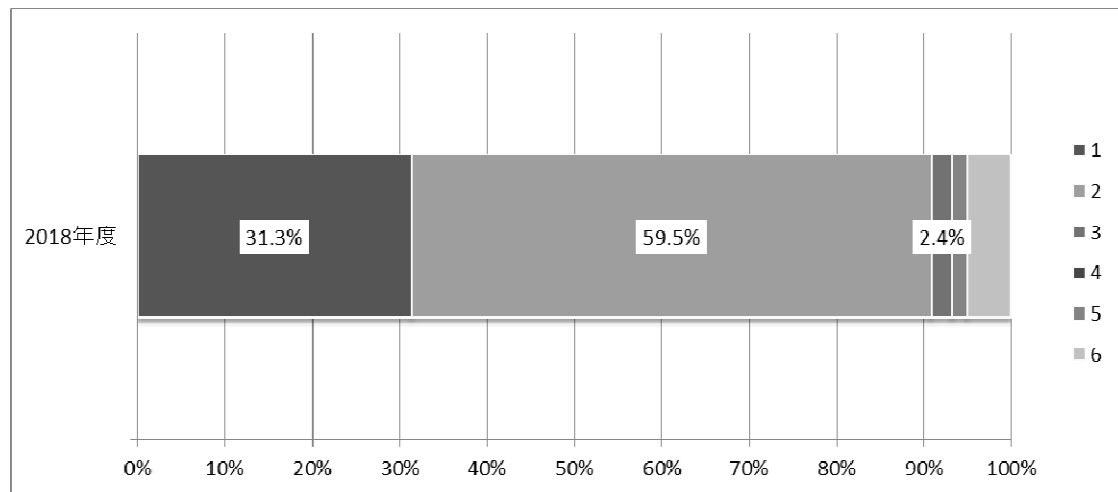
Q通勤(通学・買い物)などに利用する交通手段をお答えください



- ・通勤などの交通手段について、50%の住民が、自家用車を利用している。

③環境問題

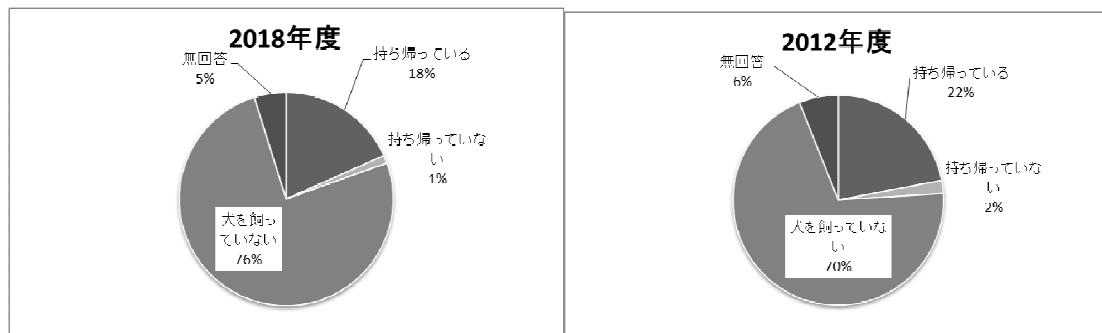
Q環境を保全することについてどのようにお考えですか



1	環境保全のために、生活様式を変えることは仕方がない
2	環境を保全することは重要であるが、生活が不便になることは避けたい
3	環境を保全することよりも、生活の利便性、快適性を追求するべきである
4	環境を保全することが重要だとは思わない
5	その他
6	無回答

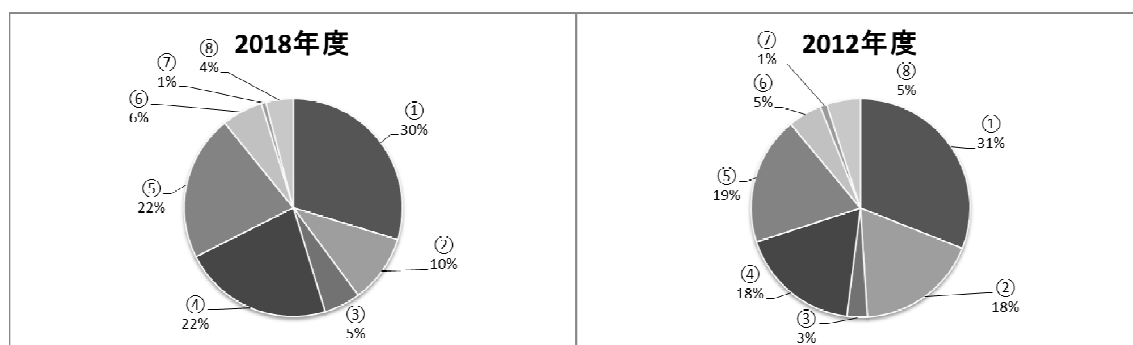
・環境を保全することは約90%の町民が重要だと認識しているが、約5.9%の町民が生活の利便性や快適性を損なうことに抵抗を感じている。

Q 犬の散歩の際に出た糞をどうしていますか



・犬を飼っている約 93% の飼い主が、散歩中の犬の糞を持ち帰っています。

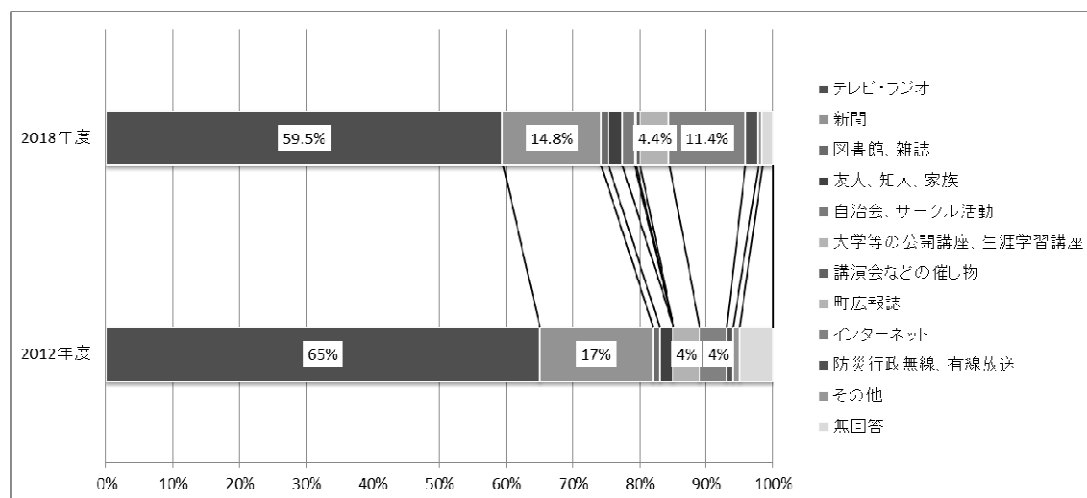
Q 最も重要であるとする環境問題は何ですか



①	地球温暖化、酸性雨に関する環境問題
②	エネルギー・資源の枯渇
③	環境ホルモン、有害化学物質に関する問題
④	ごみ問題
⑤	公害に関する問題(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など)
⑥	河川などの自然環境に関する問題
⑦	その他
⑧	無回答

・地球温暖化、酸性雨、ごみ、公害の順に関心を持っていることがわかります。
また、2012 年度に比べエネルギー問題よりごみ問題について関心が高まっています。

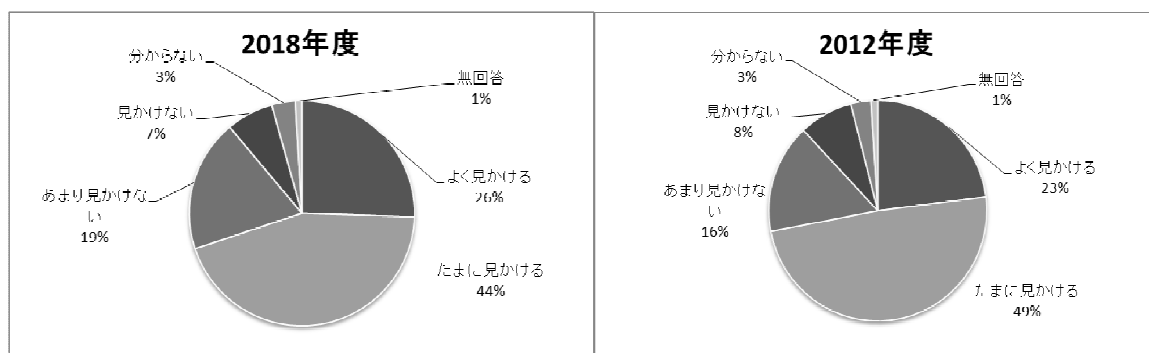
Q環境に関して、主な情報入手先は何ですか



・環境に関しての情報入手先は、テレビ、ラジオからの入手が多いことがわかります。インターネットからの情報も高くなっています。

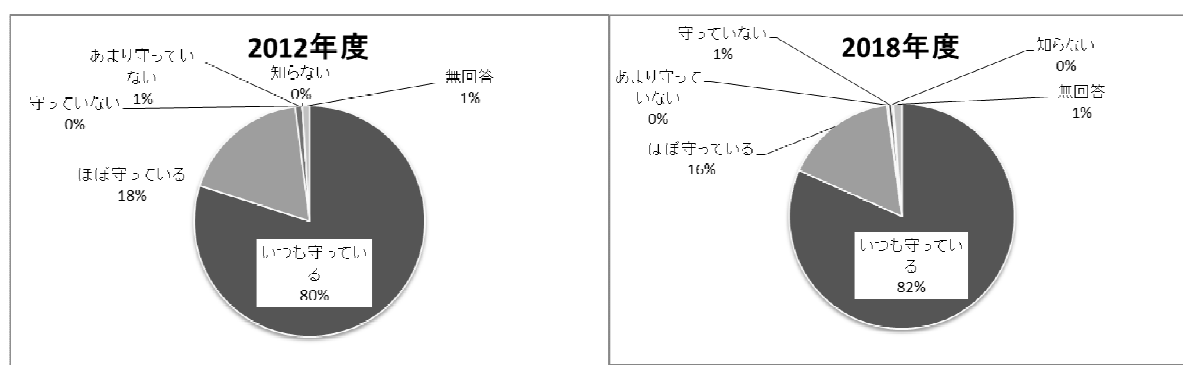
④ごみ・リサイクル

Q町内でのごみのポイ捨て、不法投棄の状況を見かけますか



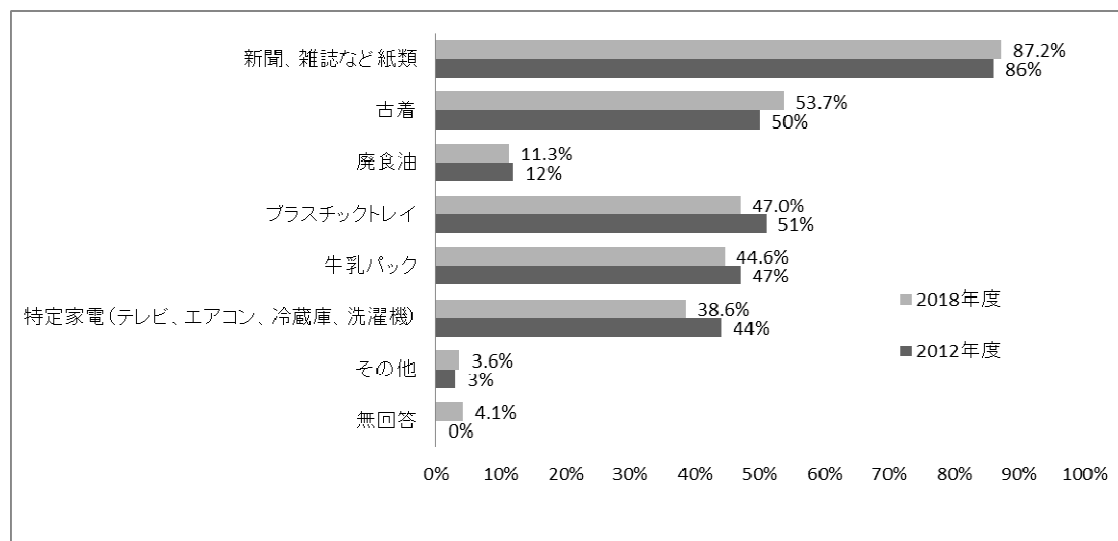
・約70%近くの町民が、ポイ捨てや不法投棄の状況を見かけています。
2012年度に比べるとわずかに減少した結果となっています。

Q地区のゴミステーションで分別ルールを守っていますか



・約98%の町民が、ゴミステーションでの分別ルールを守っていると答えています。

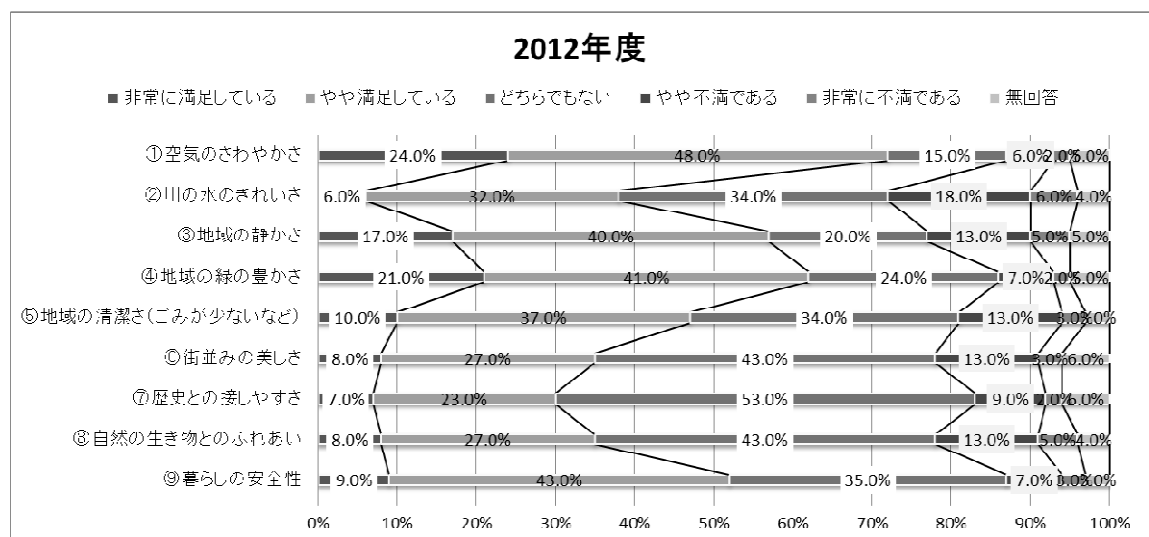
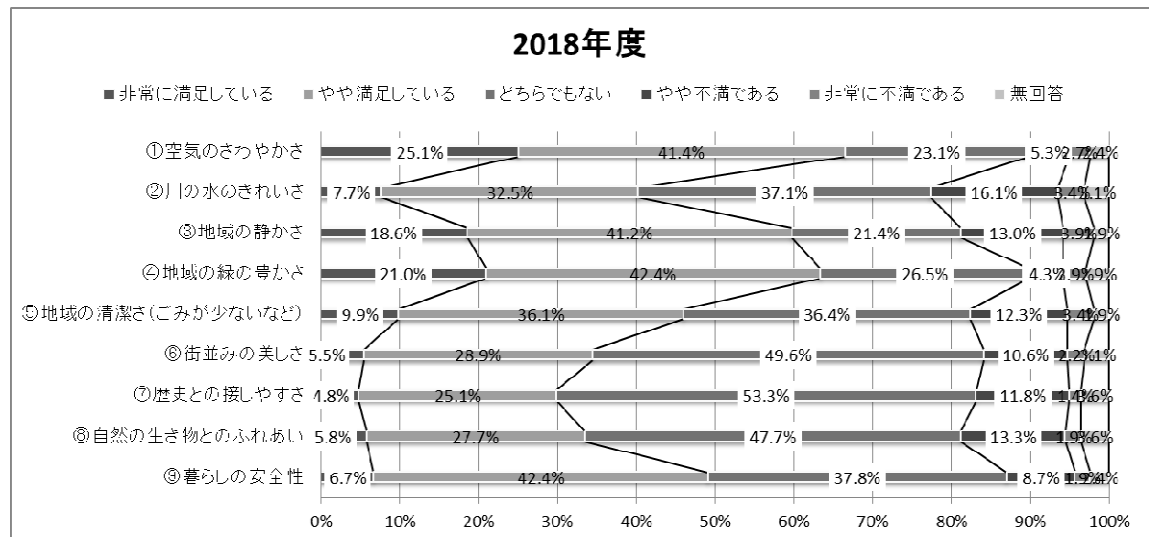
Qリサイクル活動に協力をしているものはありますか



・新聞、雑誌などのリサイクルが高い結果となっています。

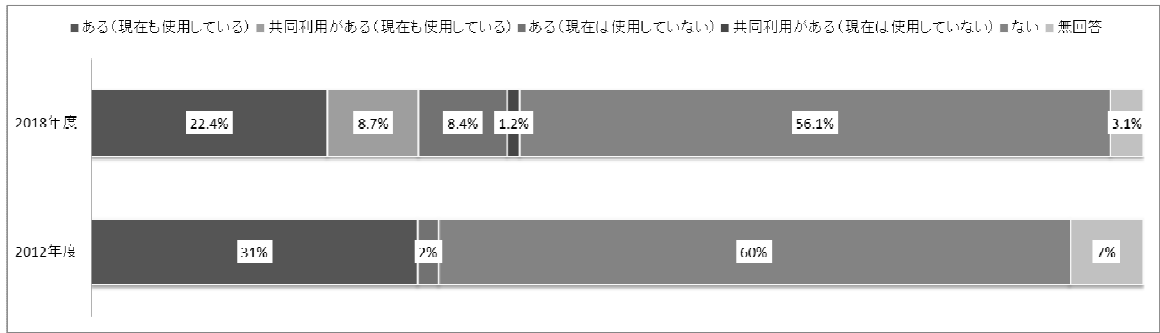
④地域の環境

Q お住まいの地域環境に対して、どの程度満足していますか



・「空気のさわやかさ」「地域の静かさ」「地域の緑の豊かさ」の満足度が高く、全体的に2014年度調査の結果と同じ傾向にあります。

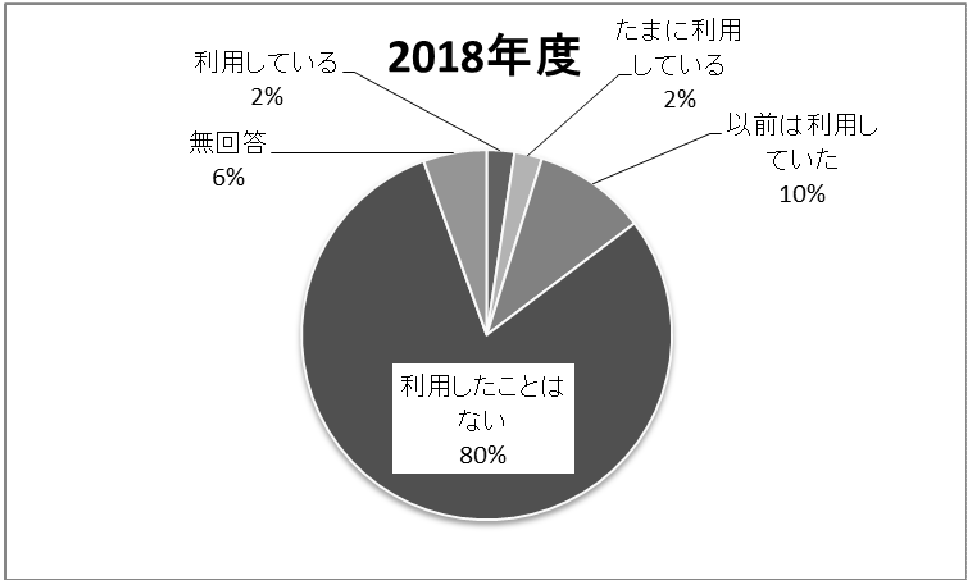
Q 地下水の利用がありますか



全体	2012年度	2018年度
ある(現在も使用している)	31%	22.4%
共同利用がある(現在も使用している)		8.7%
ある(現在は使用していない)	2%	8.4%
共同利用がある(現在は使用していない)		1.2%
ない	60%	56.1%
無回答	7%	3.1%

※2018 年度調査では、戸別と共同利用に分けて調査しています。

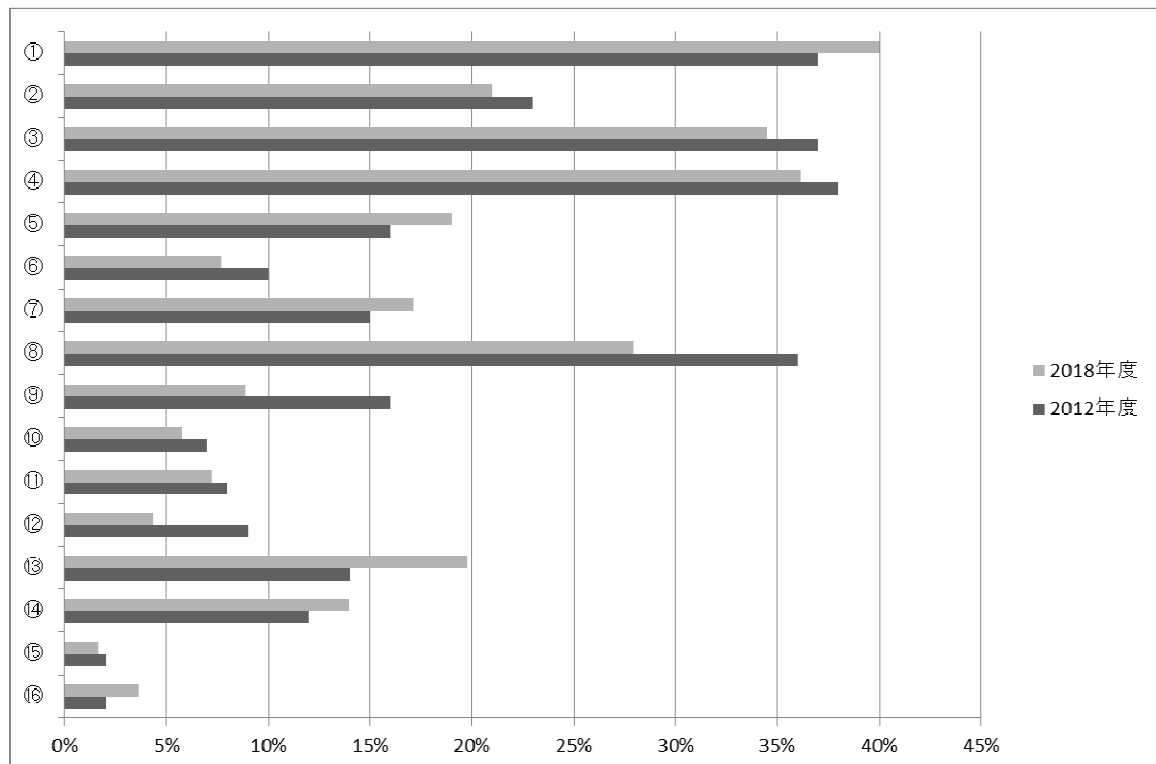
Q 山水、湧き水の利用がありますか



※2018 年度に追加調査したもので、2012 年度には調査していません。

⑤将来の愛荘町の環境

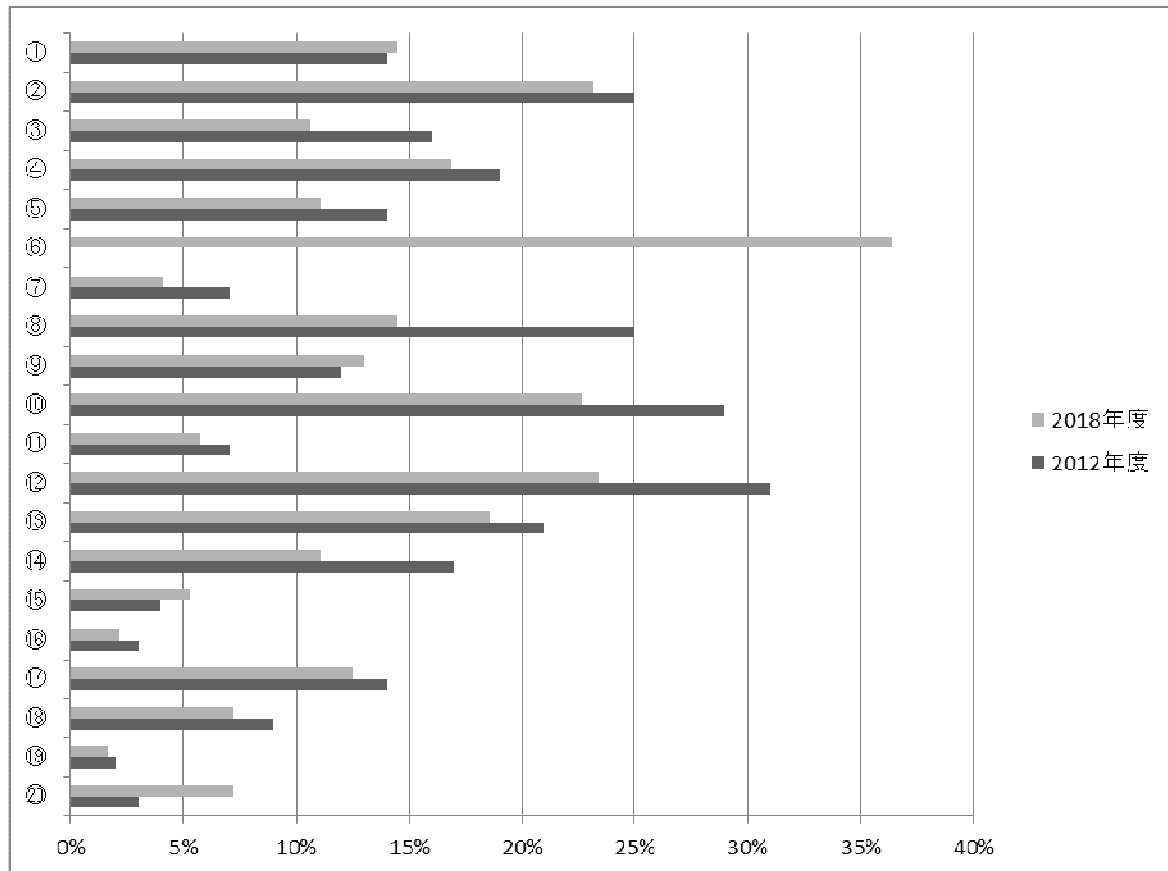
Q 愛荘町の望ましい環境像はどれだと思いますか



	全体	2012年度	2018年度
①	水や空気のおいしいまち	37%	40.0%
②	川のきれいなまち	23%	21.0%
③	緑がきれいで自然に囲まれたまち	37%	34.5%
④	静かで落ち着いた雰囲気のまち	38%	36.1%
⑤	里山や田園の豊かなまち	16%	19.0%
⑥	多くの生き物が生息するまち	10%	7.7%
⑦	歴史、伝統を大切にするまち	15%	17.1%
⑧	ごみのない(少ない)きれいなまち	36%	28.0%
⑨	地球環境保全に取り組むまち	16%	8.9%
⑩	リサイクルの盛んなまち	7%	5.8%
⑪	ボランティア活動の盛んなまち	8%	7.2%
⑫	省エネルギーに貢献するまち	9%	4.3%
⑬	利便性の高い発展したまち	14%	19.8%
⑭	多くの人々が集まるにぎわいのあるまち	12%	14.0%
⑮	その他	2%	1.7%
⑯	無回答	2%	3.6%

・「水や空気のおいしいまち」「緑がきれいで自然に囲まれたまち」「静かで落ち着いた雰囲気のまち」を望む町民が多いことが分かります。

Q愛荘町の環境を守るために、重点的に進めて欲しい対策はどれですか

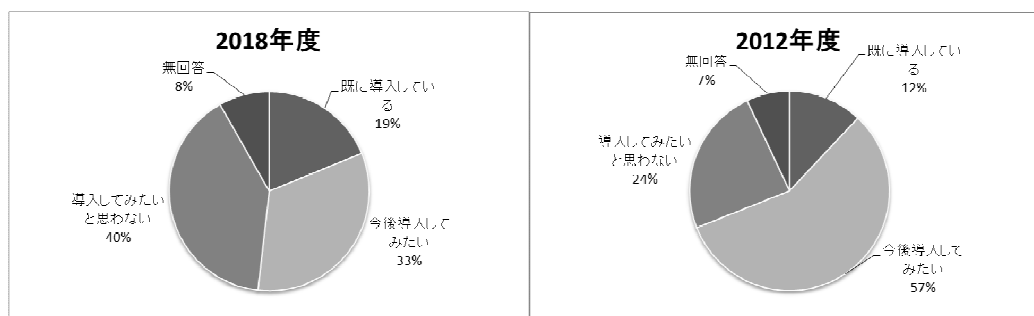


	全体	2012年度	2018年度
①	大気環境の保全対策	14%	14.5%
②	河川環境の保全対策	25%	23.1%
③	地下水環境の保全対策(地下水質等)	16%	10.6%
④	地球温暖化の防止対策	19%	16.9%
⑤	騒音、振動の低減対策	14%	11.1%
⑥	公共交通機関の充実		36.4%
⑦	悪臭の改善対策	7%	4.1%
⑧	美しい街並みの景観の誘導対策	25%	14.5%
⑨	歴史や伝統文化の保存	12%	13.0%
⑩	豊かな自然環境の保全対策	29%	22.7%
⑪	身近な生き物とふれあえる環境作り	7%	5.8%
⑫	廃棄物の不法投棄の取り締まりの強化	31%	23.4%
⑬	ごみリサイクルに向けた取組	21%	18.6%
⑭	環境教育の推進(学校教育、生涯学習など)	17%	11.1%
⑮	環境体験、親子自然体験	4%	5.3%
⑯	環境情報提供の推進	3%	2.2%
⑰	長期的視点に立った計画的な対応(環境基本計画など)	14%	12.5%
⑱	環境保全活動に取り組む住民・事業者に対する支援	9%	7.2%
⑲	その他	2%	1.7%
⑳	無回答	3%	7.2%

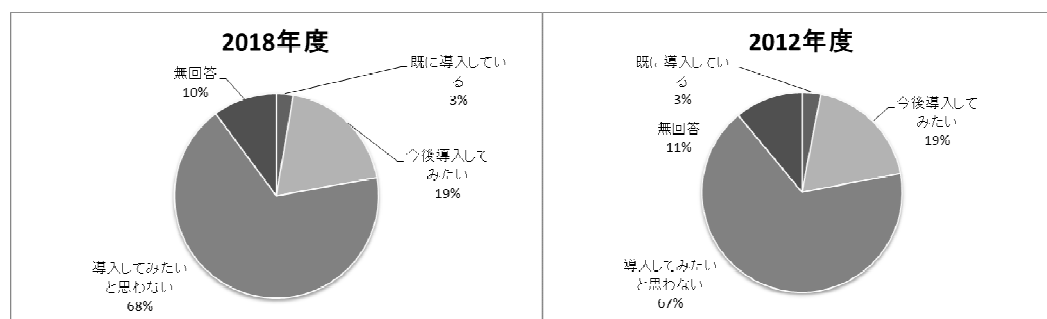
・公共交通機関の充実を望む市民の割合が高いことがわかります。

Q導入したいと思うか

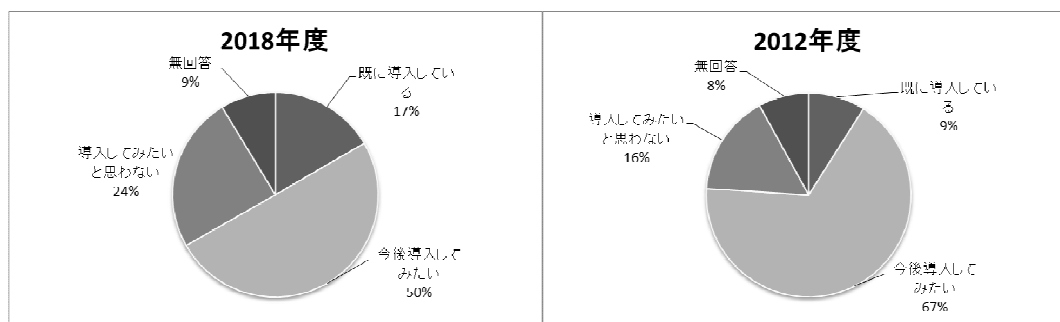
《太陽光発電》



《薪ストーブ・ペレットストーブ》



《ハイブリッド車・電気自動車》



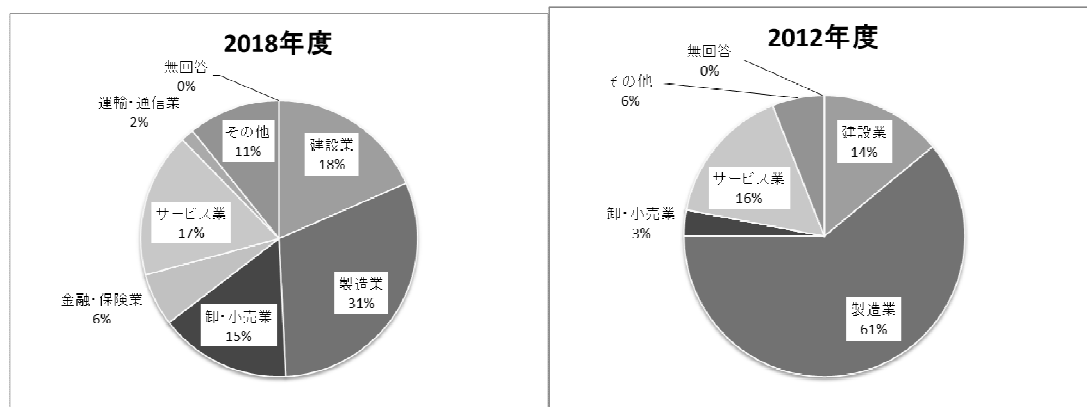
・太陽光発電やハイブリッド自動車・電気自動車に関心を持たれている町民が多いことがわかります。

また、2012年度に比べると太陽光発電やハイブリッド自動車・電気自動車を既に導入している割合が増えている一方、導入してみたいと思わないという回答が増えています。

事業者

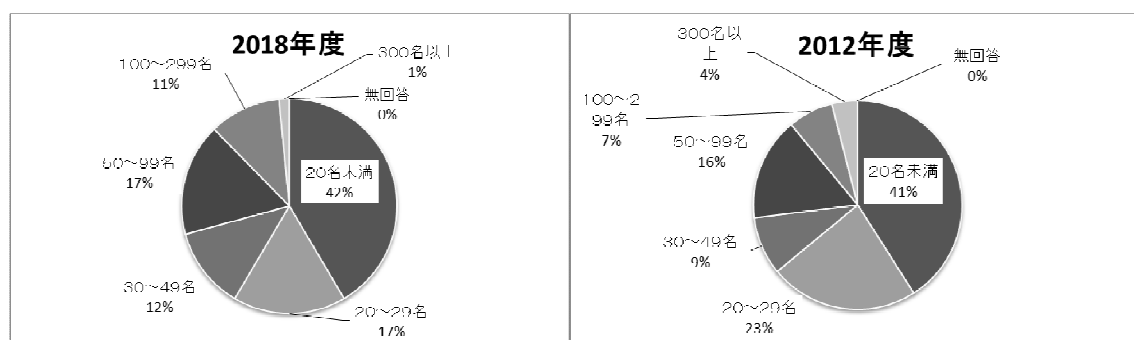
①属性

《業種別内訳》

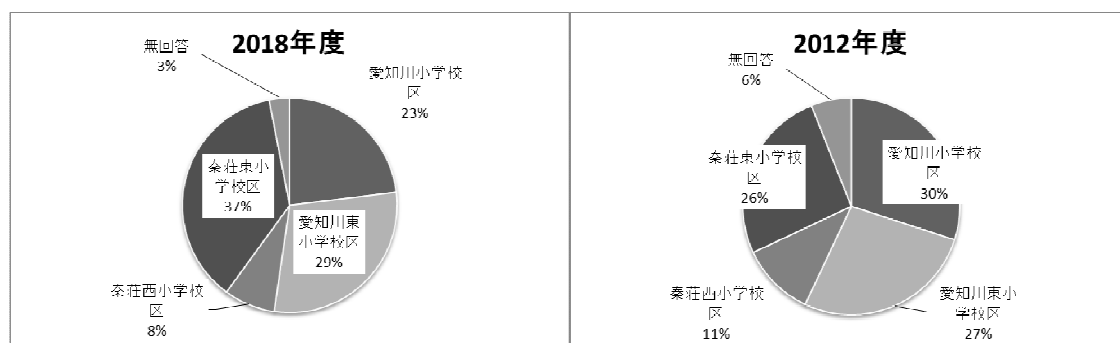


※事業種別なく無作為抽出で事業者調査しています。

《従業員数別内訳》

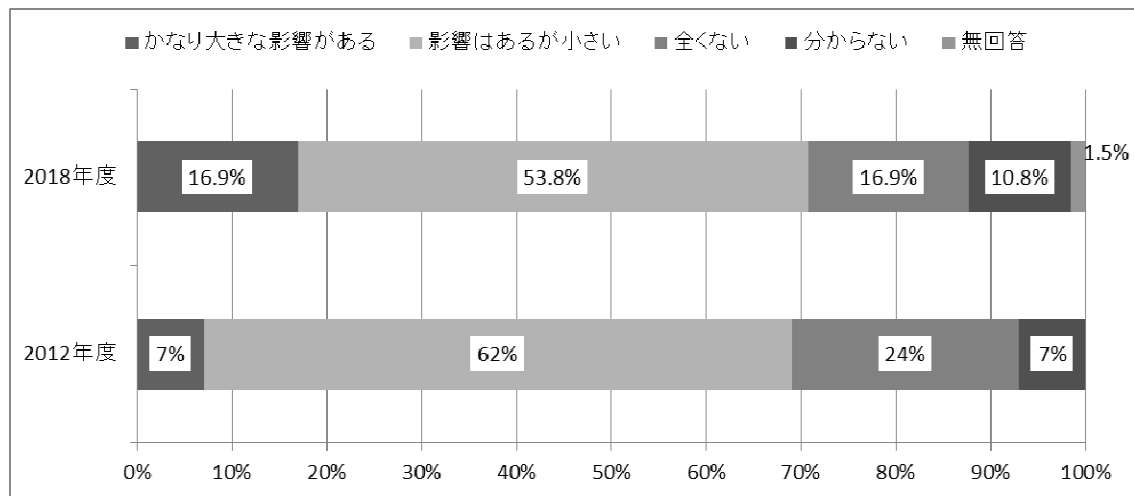


《所在地別内訳》



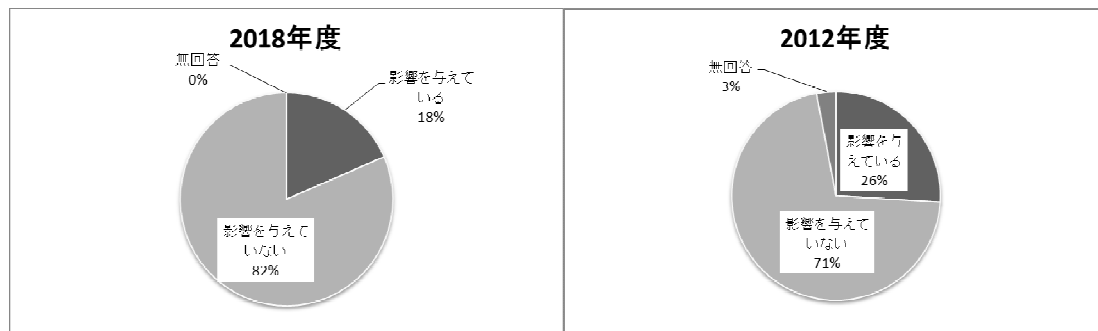
②事業活動と環境への営業

Q事業活動が環境に与える影響は、どの程度であると考えておられますか

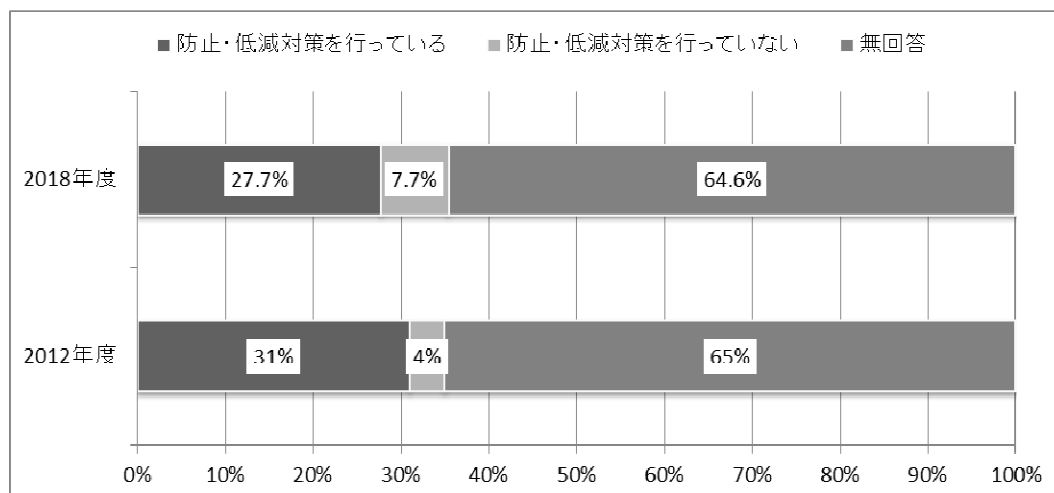


・約70%の事業所が事業活動で環境へ何らかの影響があるものと認識しています。

Q事業活動が湖・河川／地下水／土壤に影響を与えていますか

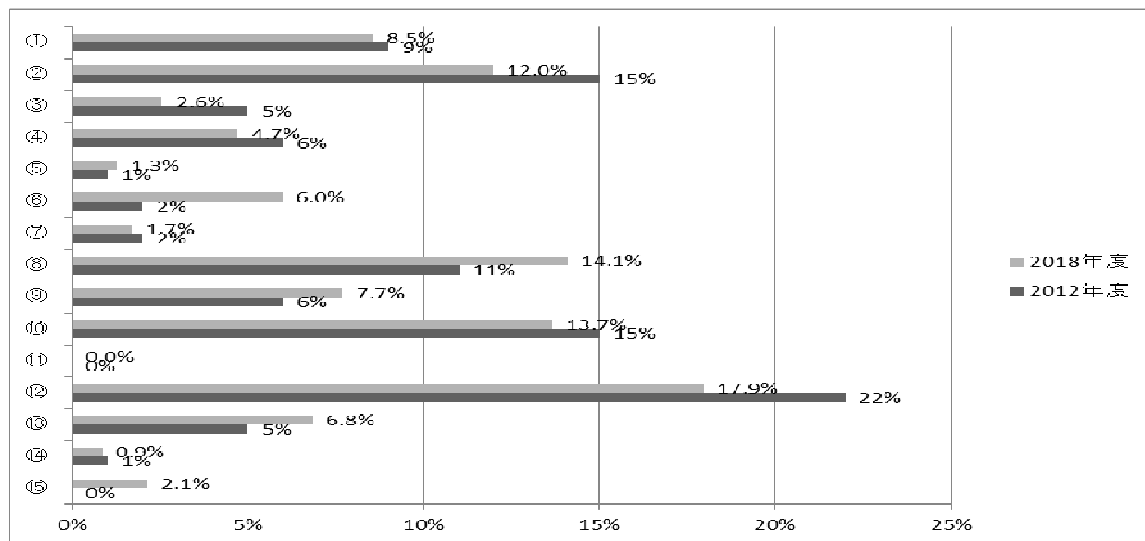


Q防止・低減対策を行っていますか

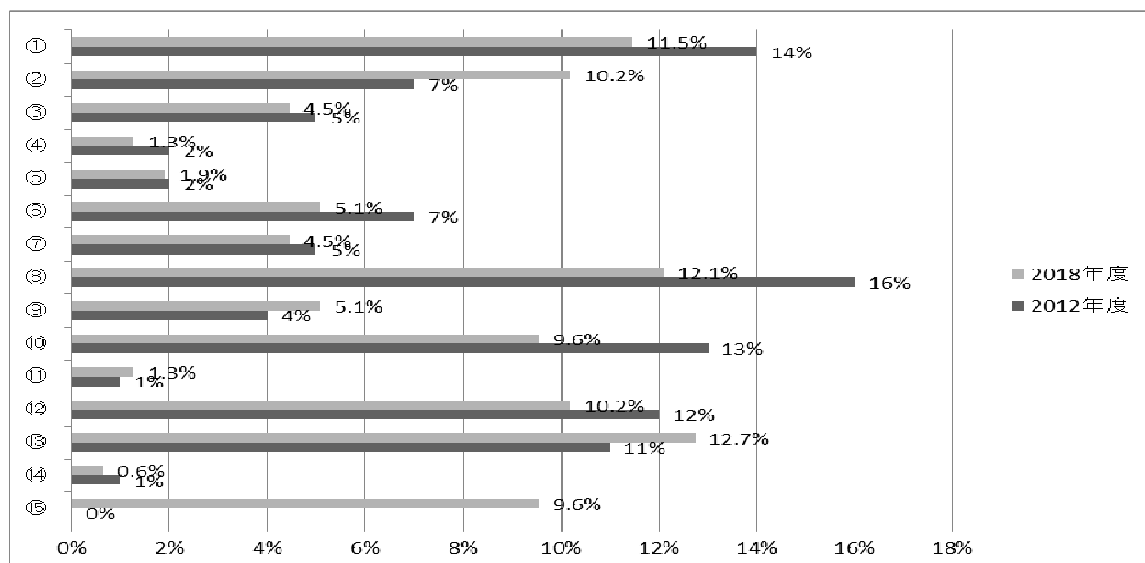


③環境対策・保全の取組

Q既に取り組んでいる環境対策または環境保全に対する取組はありますか



Q将来的に行う予定である環境対策または環境保全に対する取組がありますか

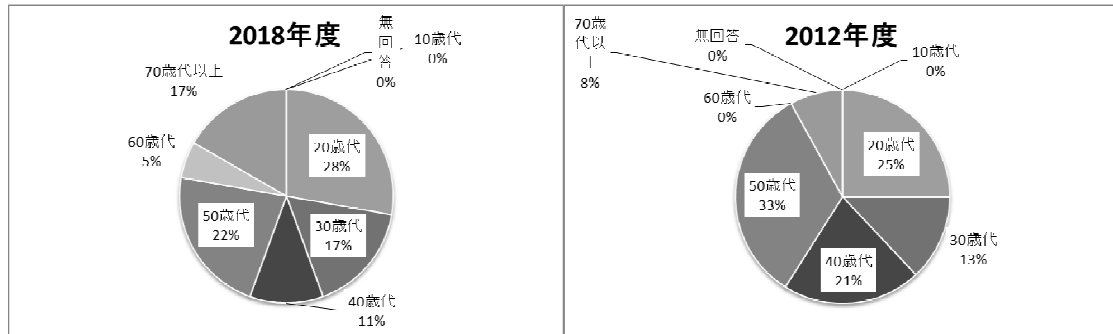


①	低公害車の導入
②	エコマーク商品やリサイクル製品など、環境にやさしい商品の購入や使用
③	リサイクルを考えた製品開発
④	ISO14001(国際標準化機構の環境マネジメントシステム規格)の認証取得
⑤	エコアクション21の認証取得
⑥	太陽光や風力発電などの新エネルギー利用
⑦	環境関連技術の積極的な導入や開発
⑧	省エネルギー型の機器の導入
⑨	過剰包装の自粛
⑩	従業員の意識啓発および事業所内での環境教育の推進
⑪	ノーマイカーデーの取組への参加
⑫	事業所内でのリサイクル・省エネルギー活動の推進
⑬	地域の環境保全活動への積極的な協力
⑭	その他
⑮	無回答

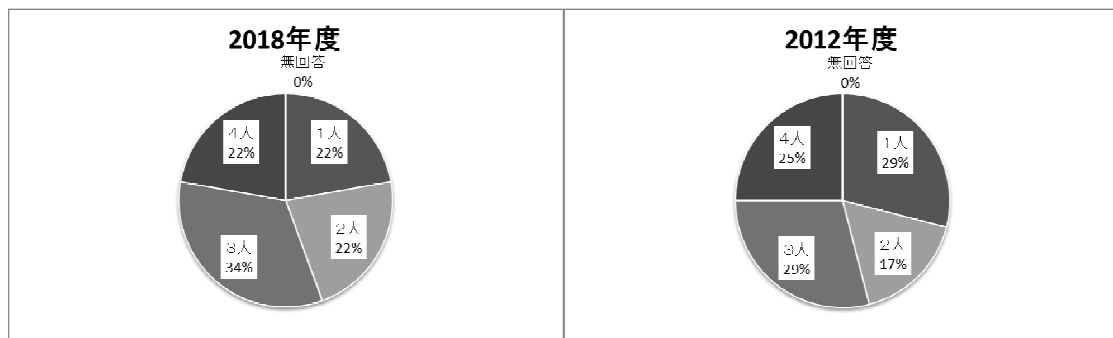
外国人

①属性

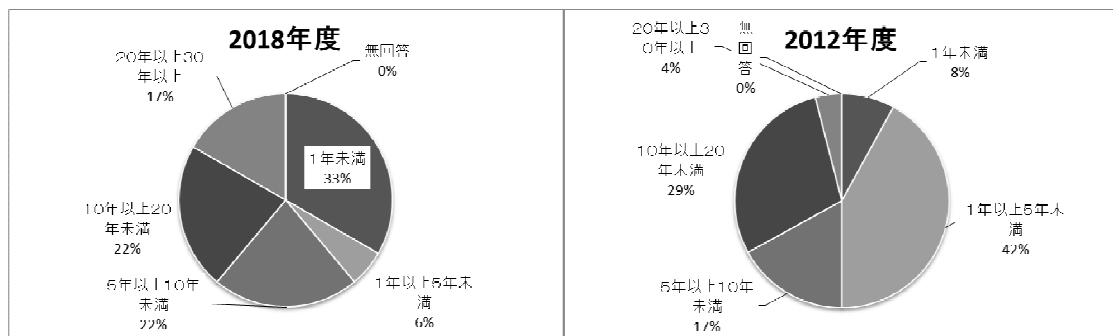
《年代内訳》



《家族構成内訳》

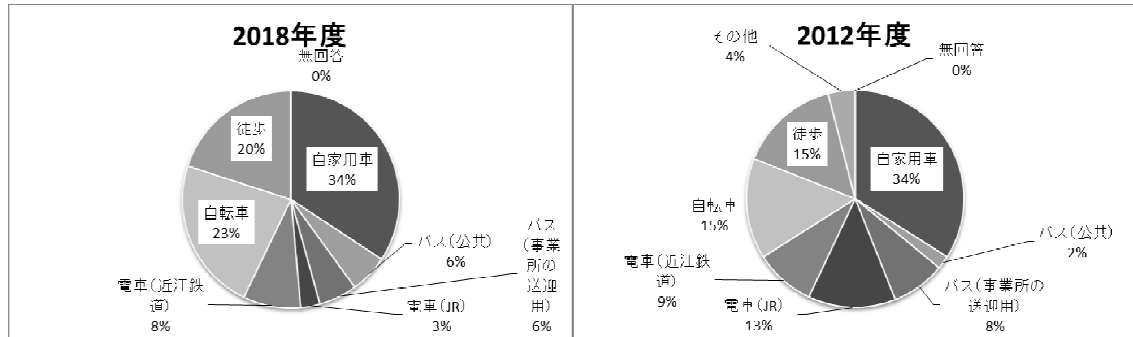


《居住年数内訳》



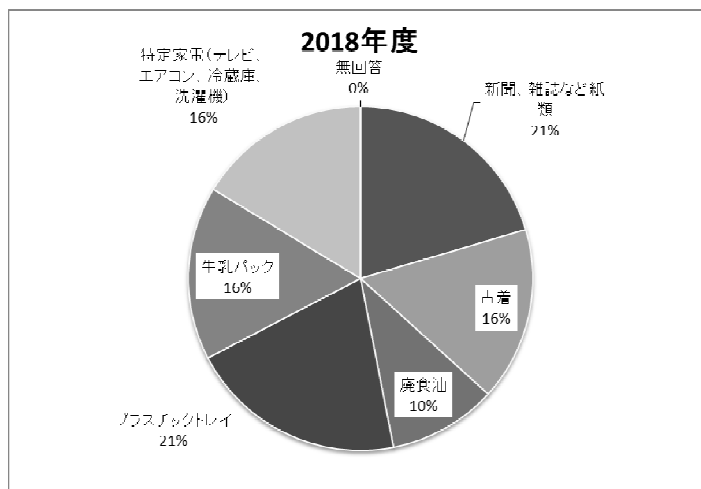
②日常生活について

Q通勤（通学・買い物）などに利用する交通手段をお答えください



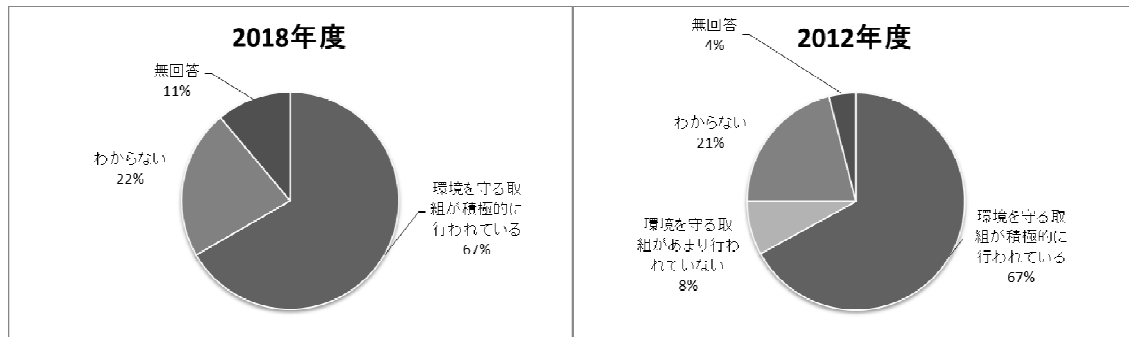
・自家用車を交通手段として使うとの回答が平成 2012 年度と変わらず多く、ついで自転車、徒歩となっています。

Qリサイクル活動に協力をしているものはありますか



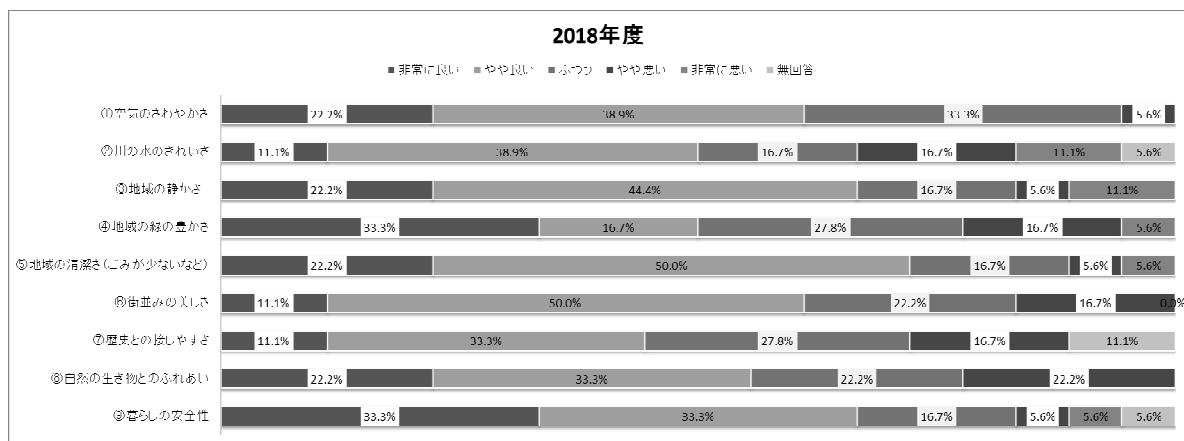
③愛荘町の環境について

Q 母国に比べ環境を守る取組をされていると思われますか



・ 67%の方が、母国に比べ愛荘町は環境を守る取り組みを積極的に取り組んでいると回答しています。

Q 愛荘町の環境に対して、どのように思われますか



・ 地域の清潔さ、暮らしの安全性、地域の静かさに対して良いという回答が多く、川の水のきれいさ、地域の緑の豊かさについて悪いと回答されている方も多くおられます。

6. 用語集

ア行

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。

アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品など、多くの用途で使用されてきた。しかし、平成 17 年 7 月以降、大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成 18 年 9 月から原則全面使用禁止となった。

一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。

NPO（Non Profit Organization：民間非営利組織）

非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことであり、株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せずに活動の費用にしている。

オゾン層

地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン（O₃）が豊富な層のこと。オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホールが発生」が観測されている。これに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念されている。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。近年、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。

力行

外来生物

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物のこと。

灌漑用水

水源として、河川・湖沼・井戸・掘り抜き井戸・泉・ため池・運河などを利用した農業用水のこと。日本では川の利用が多く水田面積の 68%、ため池利用がこれに次ぎ 18%となっている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき、政府が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定めることとされている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999 年）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

涵養

地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。地下水涵養とも言う。

COOL CHOICE（クールチョイス）

省エネ・低炭素型の製品への買替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

グリーン購入、グリーン調達

商品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ行動のこと。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の取組。

景観作物

菜の花、レンゲ、ハーブ、ヒマワリなど、緑肥や雑草抑制、病虫害防除などに役だつとともに、農村の景観を豊かにする作物のこと。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束のこと。住民団体が関与するものもある。工場の新規立地、施設の増設などを契機に大規模な企業との間に結ばれるものが多い。法律の規制にとらわれず、対象項目、適用技術などを地域の実情に合った形で盛り込んでおり、企業側の遵守状況も良好なことから、日本の産業公害の改善に大きく貢献したとの評価もある。

サ行

里山

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、肥料として利用する落ち葉の採取など、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林（里山林）が存在する地域を里山と呼ぶ。クヌギやコナラを中心とする落葉広葉樹の二次林、アカマツの二次林などが多い。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等が化学変化し、雨水にとりこまれて強い酸性を示すようになった雨をいう。人為的汚染がない場合の、降雨の理論 pH は 5.6 であることから、通常 pH 5.6 以下の雨を指す。

※ pH…水溶液のアルカリ性、酸性の度合いを表す指標。pH 7 のとき中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。

持続可能

1987 年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展（sustainable development）」という概念に基づく言葉。将来世代の必要（ニーズ）を損なわないように現代世代の必要（ニーズ）を満たすことと考えられている。環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること。

循環型社会

有限な資源の永続性を確保するため、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、または様々な形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

新エネルギー

太陽光、風力、小水力、バイオマス、波力、潮力など自然由来で、環境負荷の小さい再生可能なエネルギーのこと。

生態系

ある空間に生きている生物（有機物）とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合っ
て生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川等の限られた空間であったりする。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念のこと。生物多様性条約など一般には、以下に示す3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保存が必要とされている。

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

タ行

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめて、ダイオキシン類と定義している。ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物であり、現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼などによる。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

鎮守の森

神社や寺院等の社殿等と一体となって景観を形成する森や林。森林や山そのものが信仰の対象となる場合もある。人里における野生生物の生育・生息環境であるとともに、神事や祭りなどを通して地域文化を象徴する場所でもある。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の大気汚染物質の量が大幅に少ない自動車の総称。具体的には、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等が挙げられる。

テトラクロロエチレン（Tetra__chloro__ethylene）

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染などの原因物質となっている。急性毒性は目、鼻、のどなど皮膚・粘膜への刺激、麻酔作用が主で、手の痺れ、頭痛、記憶障害、肝機能障害等の症状が、また慢性毒性は、神経系への影響や、肝・腎障害等の報告がある。

電気自動車

バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい自動車である。

都市公園

基本的には、都市計画において「都市施設」として定められた公園や緑地のこと。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

ナ行

ノーマイカーデー

一人ひとりがマイカーの使用を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関等の利用に転換する日。環境負荷の高いマイカーの使用を抑えることは、大気汚染や地球温暖化の防止に加え、省資源・省エネルギー対策につながる。

野焼き

廃棄物を野外で焼却する「野焼き」は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により禁止されている（宗教上の行事や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものを除く）。

ハ行

ハイブリッド車

ガソリンエンジンと電気モーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせで駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

ひとしぼり運動

生ごみの約70%から80%は、水分であるといわれています。家庭や事業所から出る生ごみを絞ったり、天日干しで水切りを行うごみの減量化の取組。

ヤ行

ヨシ群落

ヨシは成長して広がっていき大きなヨシ原をつくれます。ヨシのほかにマモコ、カサスゲ、オギ、ウキヤガラなどの植物と一緒に生えています。また、多くの魚鳥が棲家としている。

4 R

「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse：部品等の再使用）」「リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）」「リヒューズ（Refuse：不要なものは断る）」の4つのごみ削減の取組。

ラ行

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアル・リサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

リターナブル瓶

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。ビールびんは平均で20回以上、一升びんは6～7回程度、再使用される。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物に関するデータ集。